

# 監獄協會雜誌

第參拾參卷  
第七號

明治二十一年六月創刊 每月一回二十日發行

(七月二十日發行)

## 論 說

未成年囚教育論

典獄莊田經綸 (一)

監獄の改造

典獄寺崎勝治 (九)

講演 自由平等思想に就て

東京帝國大學文學部  
助教授 文學士

大島正徳 (一二)

統計 大正九年五月中入出監並月末在監人員表外三表

(一六)

譚叢 時事だより

甲 突 生 (一三)

監獄の電燈と夜業

監獄局 島田榮造 (一五)

寄書 井水清淨法及其成績

大田片山恭一郎 (一四)

受刑者より見たる英國監獄制度

丁 英 生 (一六)

予は看守諸君と語る(二八)

典獄有馬四郎助 (一五)

藥籠(一七)

大阪荊屋老龜 (一五)

彙報 新潟監獄日曜全體作業成績其他—叙任—會報

(一八)

## 監獄協會雜誌第叁拾叁卷第七號

## 論

## 說

## 未成年囚教育論

典獄 莊 田 經 綸

未成年囚教育に適切なる教育主義は果して孰れの主義にか存する、其最良方法は將た如何なる方法にか求むべき、蓋し罪囚は其性情普通人に異なる所あるも、苟も之に教育を施す以上は一般的幼年教育に就き擇ぶべきの主義採るべきの方法を尋究し、加之罪囚に特殊の事項を斟酌し、以て最善の方策を定むるを得ば則ち爰に創めて主題に對する適當の解答を與へ得べきなり、請ふ進んで如何なる主義方法が果して適當なるかを見んとす。

顧ふに古來行はれたる教育上の主義方法は尠からざるが故に、悉く之を論評せんは徒らに煩に失し、左はご實益の之に伴ふなかるべきを思ひ、現代教育上に比較的關係多きもの、殊にヘルバルト以後の學說に就きて論せんとす、抑もヘルバルトはヴントが嘗て十九世紀の最鋭敏なる思考家の一人な

りと賞揚せしほごありて、當時に至る迄心理學上の權威たりしウオルフの心的能力説 (Theorie der Selenvermögen) の虚妄なることを立證論破し、自からデカルトより起りたる唯心論の最後の代表者として立ち、單純なる心意實體の概念 (Der Begriff der einfachen Seelensubstanz) を採用し、更に進んで其極端なる論理的斷定を下し、同時にライブニッツの元子論の原理 (Die Grundanschauungen der feibnizschen Monadenlehre) を參照して科學的心理學を提唱し、以爲へらく心意活動の單位は表象にして總ての心意現象は悉く表象 (Vorstellung) の關係より生ず、即ち感情及意志は表象相互の關係より起れる一種の状態なり、感情は表象の調不調に起り、意志は表象が無意識狀態より意識界に現れんと努力する場合、換言せば表象の勢力一方に偏注せる状態なりとなせり、是れ學者の表象機制説 (Vorstellungsmechanismus) を稱する所のものなり、ヘルバルトは一方に於て倫理學に關しては最も喜ぶべき意志教育主義を持し、意志關係を以て道德の規準となし、其意志に關する理想 (Idee) 五個を規定せり、即ち内心自由の理想 (Idee der inneren Freiheit) 完全の理想 (Idee der Vollkommenheit) 好意の理想 (Idee Wohlwollens) 通義の理想 (Idee des Rechts) 公平或は報償の理想 (Idee der Billigkeit, vergeltung) 是なり、ヘルバルトは如上の心理學と倫理學とを基礎として教育學を建設せり、倫理は以て教育の目的に供へ、心理は以て教育の手段に用ひ、教育の作用を監護、教授、訓育に分ち、其教授に於て有名な六個の興味 (interesse) 即ち經驗的興味 (empir. interesse) 推究的興味 (Spekul. interesse) 審美的興味 (aethetisches interesse) 同情的興味 (Sympat. interesse) 社會的興味 (Sozial. interesse) 宗教的興味

(Vollg. interesse) を養成し、其均衡的養成の達成に至らば道德的品性自から生ずとなせり、之れに反對して論難を加ふるもの、中其心理學上の攻撃に關するヴントの論評を採用せんに其要三點に歸す、曰く表象は感覺の結合より生ぜしものにて單純なる心理過程にあらざること其一なり、經驗に依れば表象と感情と意志とは方向を異にせるものなるを以て、二者を故らに等しからしめんと務むるは非なること其二なり、如何なる心的過程も絶對的に固定のものなし、然るにヘルバルトが表象を物體的に考へ居たりしこと其三なり、然らばヴントは感情意志表象を如何に説明するや、ヴントに従へば感覺、感情、情緒、意志、行爲は時間上の連續的 (Geschossentlich) 過程にして實際上分つ可からず、而して斯る連續的過程の出發點は感情にして、意志行爲の原因は感情の内に含まれ、此感情が情緒となり更に表象要素之に混入して動機愈々力を増加し來る、而して是れ以外には別に意志で特殊の活動なく唯意志過程の特徴として同伴現象たる活動感情存するに因由せりと云へり、夫れ然り、然れども連續の原理は自然科學に於ては之を承認すべきも、之を生理的過程殊に心的過程に適用し得るや否やは未決の難問なり、故にたやすくヴントに賛同すること能はず、左ればとてヘルバルトの表象機制説の不完全はヴントの學説の當否如何によりて何等關する所あるなし、ヘルバルトの心理説は由來形而上學的豫想より導かれたる表象の假設に根柢を置くものにして、全く一家獨斷の思辨に外ならず、而して實に左の心的作用に付之を見れば其正否直ちに明かならん、夫れ外界の攻撃の反應として生起する心的作用に付一度思を愛に致さんか、感情は主觀に係り感覺、知覺、表象は客觀に屬することを知り得



べければなり、故に斯る客觀的要素たる表象を以て奚んぞ内的なる一切の精神現象を説明し得るものとなすを得んや、若し夫れ論者にしてヘルバルト倫理説が直覺的なりとの故を以て之を難するものあるに至りては未だ可なるを知らず、少しく之れに對し辯明せざるを得ず、蓋し此説誠に論者の言の如く直覺説なるには相違なしと雖も、我邦の家庭に於ては久しき以前より儒教を尊奉し佛教を崇信する習俗あるを以て、遺傳的にも又生時より兒童は其見聞と其感化により就學相當年齢に達する迄の間に於ても、概して良心を形成するか若くは其萌芽發生し漸次發達しつゝあり、然らば則ち直覺説と雖ども、此事情の許に在りては強ち不當にあらず、孟子陽明の如き孰れも皆直覺説なれども此等の教によりて善良の人士を陶冶せしこと古今其人に乏しからず、是れによりて見れば良心後天説を以て眞理なりとするも、之れに藉口して日本人の普通の家庭に成育して就學時期に到達せる年齢以上の少年に於て善に對する直覺なしとなすは思はざるものと謂ふべきなり、且又ヘルバルト學説を非難するものは以上の事項にのみ止まらざるなり、即ち其言に曰くヘルバルト主義者は自から教育的教授 (unterricht) と稱し教授を重要視するに偏し訓育 (Zucht) を輕視すと、然れども同氏の著せし教育學講義綱要中に於ける訓育の目的の節に於て左の如く云へり、教授の目的は己を完全にせよと云へる原則に據りて其本分を得れども、教授を補ひて教育を完ふする訓育に在りては徳の全體を總括する必要あり、然るに徳は理想にして其理想に近づく傾向に名づくるに徳性の語を以てす、概して少年は不陶冶性より陶冶性に不定固より定固に進捗遷移し行くが故に徳に近づくは即ち鞏固なる所以にして、徳性若し

動搖し易くば未だ足れりとなすべからず、而して不徳者は固定すれば甚不良なり、此不足と不良とを除却して徳性の鞏固を致すは即訓育の目的なりと、此言に依ればヘルバルトは反對派が氏を難する迄に訓育を輕んぜるものとは判定し易からず、然りと雖ども今姑く歩を譲り此言は以て非難の要所に中れりとなすも、其學徒チルレルは曰く、教授により惹起せられたる被教育者の興味はやがて道德的意志の萌芽なれども之を放任するときは萎縮枯死して行爲に實現せらるべくもあらざるに因り、訓育に依りて道德的意志を助長發達せしめて行爲に實現して習慣となし、遂に道德的品性を陶冶せんとするものは是れ教育の目的なりと主張して、訓育の緊要にして其重んずべきを論せるを以て見れば、此點に付きヘルバルトを論難するものは無稽の立言のみ、果して然らばヘルバルト教育説は全然之を採用すべきや、答て曰く、未だし。

然らばヘルバルトの敵手にして、等しく科學的心理學に基きて教育を論じ而かも識者はヘルバルトに一步を進めたりと評せるペーネケの教育説の價值は如何、ペーネケは之をヘルバルトに比較せば、後者が心理學の根柢を形而上學的思辨に置くに反し、前者は根柢を経験の科學に基かざる哲學を誤謬なりとして之を唾棄し、自から以爲へらく、哲學は須らく内界の經驗に基くべく、亦哲學は心理學を礎石となさるべからず、而して心理學は外界科學の研究法と同じく經驗を觀察するを要すとなし、ヘルバルトが表象を以て心的生活の單純なる要素となしたるに代ゆるにペーネケは同要素を若干の原力或は能力となし、此の種々なる融合状態は即ち一切の心的現象なりとなし、知識、感情、意志等の



能力は複雑なる心的現象の種屬念に過ぎずとなせり、倫理學に就きて之を見るにヘルバルトは直覺に基くもペーネケは然らず實利を以て倫理學の基礎となし、事物の善惡を甄別するの規準を前記原力若しくは原能力が心的發達を昂進するか或は壓抑するかの度合に因るものと定め、ペーネケは斯かる心理學及倫理學に立脚して教育を建て、且つ以爲へらく人は其本具せる道德心、推理心、審美心、宗教心、身體の發達に力めて其完全に達せしむるを以て教育の目的となし、之が手段方法を心理の法則に率由すべしとなし、尙ほ教授は以て訓育的效果を得べく取扱ふを念とすべきを唱道せり、想ふにペーネケが内界經驗より歸納して組成せる心理說及直覺說の舊套を脱せる倫理說及之に基ける教育說も亦ヘルバルトに比して過るものあるを見るなり、然らば則ちペーネケの説に従ひて可なる乎、答て曰く、是亦未だ可ならず、其故何ぞや、他なし、ペーネケの説は社會原子的見地に因はれて之を蟬脱することを得ず、且又社會意志に言及するを得ざりしを以て之に斧正を加ふるにあらざれば其教育學說を用ふるに由なければなり、然らば社會的教育說に據るべき乎、請ふ先づ其所說に聽かん、固より之れに就ても同主義者間に於て多少の異說を見ると雖も、大體に於ては社會意志を尊重し個人主義を排除するに於て一致す、即ちヘルバルト及ペーネケより以前の教育學說が殆んど個人主義なりしに反して此說が孰れも皆な一般主義なることは是れなり、此說はフイヒテに萌芽を生じ之を明かに提唱せし率先者はシュライエルマツヘルなり、彼は四大倫理的體制として國家、社會、團體、學校及教會を挙げ教育の目的は被教育者を導きて是等の共同生活の爲に養成するの喫緊なることを論せり、蓋し其究極す

る所は人は自己の目的にあらずして目的の手段となすものに外ならず、言ひ換ふれば教育は人の爲めに人を教育するにあらずして、寧ろ社會の爲めに人を教育するに在りと云ふに歸着す、ウイلمマンは社會を善良なる方向に進歩するものと假定し教育は此進歩に役立つべく被教育者を導くを以て目的とせざるべからず、ナトルプは意志活動をして出来る丈社會的に伸暢發達せしむべきを唱へ、此徒ベルグマンは概略次の如き趣旨を云へり、即ち經驗に徴するときは眞正なる生活は種屬に於て存し、個人生活は只無常の現象として多少重要なのみ、個人は全體生活の常住の水に於ける波なり、個人生活は全體生活より生じ、之れに擔保せられ終に之れに還没す、水なくんば波なきが如く集全體より見れば個人なるもの存せずとなし、尙又生活は時代に適應せざるべからざるが故に教育は畢竟被教育者を其民族及其時代の開化事業の適當なる共動者たるべく養成し、以て民族開化社會人類の有益なる一員となすべしと、隨て倫理的價値の有無は開化の發達に貢獻するを以て定むべしとなし、而して倫理的最高目的は他人の爲めに盡すにあらずして開化の進歩を促進するに存するが故に固有の倫理教授なるものあるなく、是れが最高の目的より一步を進めば宗教々授の範圍に入ることとなる、何んとなれば開化を教授すれば被教育者は社會の精神生活に統一の存するを明かに知るを得べく、而して此精神的生活の保證人こそは神なればなりと云ふにあり、惟ふに此說は從來の學說に比すれば確かに其進歩を是認するに足ると雖ども此の外一方にエレンケー、グルリット、ミュンヒ等に於ては個人的特質の發揮こそ教育の眞意義なれ、加之教育の嚴密なる性質は科學にあらずして術なりと論するもあれ

ば、亦一方にはライ、モイマンの徒は以爲へらく、教育學は實驗觀察統計の方法を使用して精密なる證據を求めざるべからざるを主張し、所謂實驗教育學を唱説せるありて、就中モイマンの實驗教育學は其師ヴントの實驗心理學に倣ひて出たる趣ありて彼のブライエル、サリーの輩が兒童心理學的研究に没頭したるに慊たらずして、更に研究の境地を擴め生理學人類學上にも及ぼし、尙ほ又兒童學を以て寧ろ研究の基礎とすべきを唱ふる等大に見るべき事項多く、之を要するに以上の諸説は其孰れたるを問はず各皆な教育上取り用ゆべき多少の美點と長所を包有するを以て、社會的教育學固より可なれども成るべく尤其最善を盡すべく、爲めに博く諸説に互り長中の短を捨て短中の長を拾ひ、以て長に偏して短を兼ね、短を斥けて長を失するの極端を避け、折衷調和の方途を撰び、徒らに學理に傾ひて實用に遠かるを憂ひ、之を未成年囚の特種の性情其他に參稽して少しく論せしめよ。(未完)

## 監獄の改造

典獄 寺 崎 勝 治

監獄は國民の監獄であらねばならぬ、司法省の監獄でもなければ監獄の監獄でもない、監獄は國民の利益の爲めに存するものである、監獄は國民の幸福の爲めに設けられてある、故に監獄の改造の如きは國民の連帶責任であらねばならぬ、然るに國民は如何なる意見を有し國民の代表たる選良は如何なる高見を持せらるるか不幸にして耳にしたことはない、特別の問題の起つた場合に部分的意見は新聞紙上に散見して居るのを見たことはある、茲に少しく論じて見たいと思ふのは内面的改良にあらずして外面的改善である、併し現行制度を是認するものから見れば或は改悪かも知れぬ。

現行法は概要下の如くである。

(一) 首腦機關として典獄なるものがある、典獄は執行に關する主たる機關にして決裁權限を有し且つ部下の補助官吏を指揮監督する職責を負ふものである、併し典獄は獨力以て監獄百般の事務を處理することが出来ないからして部下をして補助を爲さしむるのである、又獄務を審議討究せしむる爲め監獄官會議なるものを設け諮問に答へしむるのである、故に

一、典獄は監獄に關する政務を分掌するものである。

二、典獄は司法大臣の指揮監督を承け其の事務を處理するものである。



三、典獄は監獄の首腦機關即ち行政の長官にして外部に對しては監獄を代表し命令し處分を爲し、官吏任免權の一部を行ふことを得るものである。

(二) 補助機關は合議機關と單獨機關とある。

第一、單獨機關とは典獄以外の職員にして典獄の指揮監督の下に獄務を分掌するものである。

一、醫師、教誨師、看守長以下のものにしてそれぞれ職務規定がある。

二、監獄事務の補助を爲すもので、戒護、用度、領置、教務、醫務、文書、會計、作業等である。

三、典獄の指揮命令に服従するものである。

第二、合議機關とは典獄の諮問に答ふる所の監獄官會議にして各主任を以て組織されるのである。

一、諮問機關である、問がなければ議することもなく答申もないのである。

二、上記官吏以外の職員を參列させることも出来る。

三、諮問事項

(イ) 第一號乃至第十八號の事項(命令の第十三條)

(ロ) 典獄に於て必要ありと認めたる事項

四、會議の利用

典獄の命令指示等は此の會議の席上に於て爲すのが利便である。

予の外面的改善と云ふのは外部の組織に外ならぬ、即ち左の數項である。

一、監獄と云ふ名稱を改めて刑務所としてはどうかと思ふ、昔刑部省と云ふ名稱のあつたこともあるが刑務所と云ふ方がよいやうに思ふ。

二、長官を典獄と云ふを改めて刑務所長と稱する方がよいと思ふ。

三、補佐官を刑務監督官、刑務官、刑務官補、守衛とするのである。

(イ) 上席刑務監督官を刑務所長たらしむるのである。

(ロ) 刑務監督官(高等官)を各主任たらしむるのである。

(ハ) 主任、補佐官を刑務官とする、現行法の看守長が即ちそれである。

(ニ) 刑務官補は現行の看守部長である。

(ホ) 守衛は現行の看守である。

以上述ぶるが如く改善して更らに内面の改良に着々歩を進めて見たならば其の面目を一新するものと信するのである。



## 講

## 演

## 自由平等思想に就て

東京帝國大學文學部  
助教 授文學士

大 島 正 徳

私は唯今御紹介下さりました大島といふ者でありますが、本日此席上で私の意見を述べるの機会を得ましたのは洵に光榮と存する次第であります。

題は「自由平等思想に就て」と掲げて置きましたが、斯ういふ席上に於きまして如何に話をして宜いかといふことが見當が付きませぬが要するに何でも宜しいといふので、差當り現代の思想となつて居ることに付て御話しやうといふことにしたのであります。尤も此御話をするに付きましては、専門的に御話をするのではなく、極めて通俗的に御話を致したいと思ふのでありまして、従つて私の是から御話することは随分新聞や雑誌や又人々の間に既に色々と言ひ交はされて居ることでありまして、先刻御承知のことを澤山申上げることにならうかと思ふのであります。豫め其邊は御容赦を願ひたいのであります。

此現代の思想はごういふ思潮であるか、現代と申しましても日本ばかりではない、世界まで込めて

## 講

## 演

宜しいのであります。現代の思想といふものはごういふのが主なる要素であるといふことに付ては多少人々の間に意見はありますけれども、先づ私が茲に掲げたやうな思想は其中に於ける最も有力なるものとして斯ういふ思想が總ての人々の間に行渡つて居る所の思想であるといふことは、事實として認しなければならぬまいと考へて居るのであります。尤も此自由平等思想といふものを如何様に解釋すべきであるか、それは其文字通りに、すつかり是認して宜しいものであるか、乃至是には何か解釋を施さなければならぬかといふことは、それは次の問題であるけれども、先づ善かれ悪しかれ、斯ういふやうな思想が行はれて居るといふことは世間の何人もし認して宜しい所の事實であると考へるのであります。普通近頃の思想は所謂デモクラシーであるといふことを申します。此事は政治ばかりでなく、産業ばかりでなく、有ゆる問題に付きまして、教育上の問題に於きましても教育上のデモクラシーといふやうなことが言はれまして、如何なることにもさういふことが言はれて居るのであります。其デモクラシーといふことに付きましては、もう既に三四年ばかり前から屢々議論があることで、重ねて今日説明する必要もないことでありますが、今茲に題に掲げたものを持つて來て説明すると、デモクラシーといふものは今茲に掲げたやうな思想の中に含んで居るといふことを言ひ得るのであります。即ち何かといふと、デモクラシーといふものは其國家なり社會なりに生活して居る人々が各々自分の自由活動を要求して居るのである。さうして同じく社會に住む者が平等に連帶の責任を以て此世の中に生活して居やう、言ひ換へれば各人は自由を得ると同時に御互ひが連帶的關係を以

て互に協同一致して行かうといふことであります。私は之を他の言葉で自由解放の思想又社會連帶の思想と申します。自由解放といふのは自由に解き放つ、成るべく束縛を受けないやうに自由に活動するやうにしたいといふので、自由と云つてもバラ／＼になつて仕舞つては困るのですから、社會に御互ひに手を聯ねて、輿論政治といふやうな大勢の意見を纏めてやつて行かうといふ、社會連帶の思想があるといふことも言ひ得るのであります。是に付きまして私は此席上に於きましては割合に通俗的に而も理論的の御話をしやうと思つて居るのでありますが、其議論を進める前に聊か自由平等思想といふものが此世界乃至日本の國に於て如何様に現はれて來て居るかといふことの事實を一歩り觀察して見たいと思ふのであります。此事は四五年以來、我邦乃至世界の事情を見れば直ぐ分ることでありまして、直接諸君の御經驗なすつたことでありますけれども、此思想問題を明かにする手引として聊か事實の問題を御話しやうと思ふのであります。

尤も斯ういふ思想が此社會或は總ての人々の間に行はれて居ることゝ致しましても、思想としては勿論随分古いのであります。古く温ぬれば希臘の昔まで溯らなければならぬが、そんなことは今日爰で申す必要はない、けれども近世に於きましては、例へば亞米利加に於ける所の奴隸解放の運動、所謂それを問題としての南北戦争が起つたといふことや、又亞米利加の獨立といふやうなことで自由平等主義が唱へられ、佛蘭西の革命に於て自由平等主義が唱へられたといふことは近世の歴史に於ける事實であります。或は英吉利の立憲の政治或は立憲自由主義といふやうなものも矢張り斯ういふ思想

が此中に含まれて居るのであります。既に西洋に於きましては斯ういふ思想は今日始つた譯ではない、又事實の上に於てもそれは既に行はれて居つたのであります。唯此思想が世界の問題として、洋の東西を問はず、世界を通じての政治的問題として、又國家的思想として世界的に瀾漫して來ましたのは、此大戦争以來であるといふことは明白なことであります。殊に亞米利加が此大戦争に参加致しまして、即千九百十六年乃至十七年の間に亞米利加大統領が此歐洲戦争に参加して遂に世界の戦争となつた、此事實に基いて一種の自由平等思想、言ひ換へればデモクラシーの思想が非常に高まつたといふことは、是は諸君の御存じのことであります。即ち亞米利加大統領のウキルソンが聯合國と戦争参加の檄を飛ばした時にどういふことを言つたかといふと、亞米利加が同盟軍に對して戦争を開くといふことは、必ずしも同盟國即ち獨逸、奧太利の國民其者と憎むのではない、亞米利加の敵として憎む所のものは、獨逸が執つて居る所の軍國主義である、獨逸が執つて居る所の官僚主義の國家である、或は世界の間に間隙を放つて總ての事をやるやうな、さういふ陰險なる政策に對して之を撲滅する爲めに戦ひを宣するのである、即ち人類世界の間に自由正義平等といふやうな思想が行はれる爲めに、即ちデモクラシーの思想が行はれる爲めに此戦ひを宣するのであるといふことを世界に向つて宣言したのであります。それ以來、聯合國の旗印としては所謂デモクラチック、協同一致して御互ひに自由を貴び、平等關係で御互ひに手を連ねて行くといふデモクラシーの思想が、それが一つの旗印となりまして、随分世界を風靡し、其思想を我邦も聯合國の一員たる以上は交らざるを得ざるやうになつて



來たのであります。だから思想の根源を探ね、歴史を温ねて見たならば、古いことでありますけれども大戦争以來、殊に亞米利加がそれに参加して以來、成程デモクラシー、自由平等といふ思想が顯著に世界人類の意識、或は國民の意識の間に現はれて來たといふことは否定すべからざる大きな事實であります。尤も亞米利加が参加しない前に、露西亞は少し別物でありますけれども、英吉利が立つた時には即ち白耳義の獨逸に壓迫された、即ち白耳義が自由を奪はれたといふことに對して、自由を守る、即ち國際間の正義を守るといふことを旗印として立ち、又佛蘭西は自家防衛と同時に、佛蘭西の國是として自由平等友愛といふ國是を以て之に當つたのでありますから、ウエルソンが唱へる前に一種の自由とか平等とかいふ思想が聯合國の色彩として現はれて居つたことは明白であります。けれども特に亞米利加の参加するに至つて斯ういふ問題が明かになつたといふことは疑ひもないことであります。

尤も此戦争を解釋するに唯思想の宣言を以てし解釋してはならない、大戦争といふものは亞米利加の大統領が言ふが如くに、軍國主義對平和主義とか、官僚主義對民主主義とかいふことでなくして、戦争といふものは經濟の競争である、英吉利と獨逸との間の商業戦である、其間に亞米利加も矢張り亞米利加の利益を保護する爲めに加はつたのであるから、學者はさういふ事實を知らずして、唯思想が原因となつて彼是戦ひを開いたといふやうに言ふのは間違ひであるといふ説もあります。勿論それは唯思想だけで以て戦争が起つたのではないといふことも明白でありまして、矢張り利害の衝突から起

つたことは認めなければならぬけれども、思想問題といふものは何事か利益があつても、其利益に對して自らそれに對する口實といふか、或は辯護といふか、或はさうでなくして自分の良心を満足させるやうな旗印を立てなければならぬといふやうなことから、それで思想といふものも有力なるものになつて來るのであります。だから經濟的問題が戦争の原因、動機になつて居ることは明白でありましたが、同時に思想的の分野といふことが矢張り戦争を激成することは一つの精神的の理由であると云つて差支ないのであります。

兎に角此の如く亞米利加が此戦争に参加して、所謂デモクラシーの思想が世界に明瞭に宣言された。日本は聯合國側に這入つて居りますから、朝日新聞や日々新聞に一號活字或は初號活字の大きい電文が載つて居りまして、なか／＼文章も好く、盛に亞米利加の大統領の宣言などが書いてあると、讀む者はさういふやうな考に感ぜざるを得ない、我邦に於きまして丁度亞米利加がそろ／＼動き出した時分から、デモクラシーといふやうな評論が非常になつたのであります。デモクラシーなどいふことは實は五六年前に於きましては、そんなことを言ふものも實に危険千萬である、デモクラシーといふ名詞を使ふのも實に怪しからぬことであるといふやうに頭からこなされたのであります。が、戦争が有つて以來殊に亞米利加が聯合國の中に這入つてさういふことを宣傳して以來といふものは頭から否定しやうとしても外國電報でドン／＼來るし、日本も其方面に這入らなければならぬといふ形になつて居りますから、矢張り是は何とか考へて貰はなければならぬといふことになりまして、



さういふ宣明が政治上其他に於きまして非常に盛になつて、さうして其思想が盛になると同時に、政治上の問題にしても例へば言論の自由を要求する聲であるとか、或は參政權を擴張する聲であるとか、或は日本に於ても官僚が何であるの、或は軍閥が何であるのといふやうな攻撃の聲が盛になるやうになつた。又さういふことが言ひ易くなつたのであります。是は實際の社會の事實であります。さういふ風な具合で所謂政治の方法といふものも責任内閣の政治でなければならぬ。政黨政治でなければならぬ、所謂民本主義的の政治でなければならぬといふやうなことが戦争半ば以來から日本にも非常に唱へられまして誰でも彼でも今日は是は當り前であつて、別に不思議に思はぬといふ具合にまでなつたのであります。所謂デモクラシーといふ思想は日本の國體觀念に關係して稍々注意すべきものがありますから、日本の國體とデモクラシーといふものは如何様に相容れるものであるかといふことを盛に論及するやうになつたのであります。デモクラシーは頭から國體と容れないといふやうな議論は初は盛にあつたやうでありますが、段々デモクラシーは所謂國體の議論でなくして、唯政治運用の方法に付ての論である、所謂國體論に關係して居るのでなくして、政治運用の方法論であるといふやうに理解されまして、さうしてデモクラシーといふものは民主政治といふ主の字になつて來ると稍々疑ひを生ずるから、所謂民本政治、日本の國體は民を以て本として居るのであるから民本、即ち私の爲めに天皇が政治をされるのでなくして、日本の民を大御寶として其民の意思を酌んで政治をするのである、それ故に民本主義であるといふので、此民本的の説明が段々勝を得るやうになりまして、今

日では所謂デモクラシー、民本主義などいふことは何處でも言つて居りまして、別に問題でないといふやうな具合になつて來て居る次第であります。

斯ういふ風な一種の思想界のデモクラシーとなつて來たこと、又それに從つて自由平等といふやうな思想が非常に顯著になつて來たこと、大勢の意見といふものが重んぜらるゝやうになつて來たこと、さういふことは今申した如く、戦争以來の我邦に於ける顯著なる事實でありますが、尙ほ又特に注意すべきことは、斯ういふことがあるのであります。是も亦諸君の御存じのことと思ひますが、帝國としての露西亞が一朝勞兵會若くは過激派の爲めに崩れました。露西亞といふ大きい帝國の伽藍は土崩瓦解しました。それに次いで獨逸が段々内部から弱つて來て屈服するやうになりまして、デモクラシーに關する思想界の問題も一遍に急轉直下して、さうして問題は益々急激に變化をして、或意味に於ては危険性を帯びて來たやうになつたのであります。此前のデモクラシーといふものは政治上のデモクラシーといふので、議論は既に盡きて、別に危険といふものではないやうなことになつたのであります。其後今申す露西亞が倒れ、獨逸が屈服するに及んで、世界の形勢は急轉直下して、思想問題といふのも亦一遍に變化を爲したやうに思はれるのであります。それは何であるかといふと、世間で能く言ふて居る所の、政治上のデモクラシーより、産業上のデモクラシーに移つた。政治上で革命主義を執つてやつて行くといふやうな趣意より起つて、産業上のデモクラシー即ち國の財産であるとか、國の生産などいふやうなものは資本家の階級に任しては置けない、是は勞働者の階級に取

らなければならぬとか、或は土地資本といふやうなものは廢したら宜からうといふやうな主義、さういふ主義が現はれて來たのであります。是は實に顯著なる變化であります。實は世界の大戦争は如何なる結果を齎して來たかといふと、其處に非常なる結果を齎して來たと認めなければならぬ。獨逸が負けた、露西亞も潰れた、聯合軍が勝つた、疲れたといふやうな單なる問題よりも我々國家國民的、社會的生活、或は人類的生活といふものが産業上のデモクラシーといふやうな問題に繞着して、所謂第四階級即ち労働者階級、資本家階級に對する労働階級といふものが、世界を舉げて到る處で勢力を持つて來たといふことは此戦争の大なる結果であります。是が今日諸國に於て色々の問題となつて居るので、産業上の色々の危險的性質を帯びた労働の問題に對して、總て注意を怠ることを得ない、それ〴〵焦眉の急になつて居るといふのが現在の事實であります。

なせ此の如く露西亞が倒れ、獨逸が倒れて政治上の唯參政權を得やうとか、普通選舉にしようとかいふばかりでなく、土地の私有を廢するとか、或は財産を共有にするとか、労働者が天下を取るといふやうなことが盛になつて來たといふことは、露西亞が倒れた、獨逸が負けたといふ其事の原因を採つて見ると、是も明瞭になることであります。即ち露西亞は何が爲めに倒れたかと申すならば、露西亞の帝室が倒れたのは即ち其護衛の任に在る兵隊の叛亂に因つたのである。兵隊の叛亂は即ち労働會の兵隊が士官の命令や政府の命令を聽かず、一體政府とか士官といふやうな、さういふ露國に於ける國家組織といふものは我々に取つては何にもならぬ、我々を使喚して戦争を起しながら、其利益は彼

等が占めて仕舞つて、我々には何にもならぬといふ考を起したのである。故に露西亞の倒れたのは外部から倒されたのでなくして、内部から労働會或は過激派といふものが起つて露西亞を倒した、所謂第四階級のものゝ露西亞の皇室を倒したことになるのであります。是は善くも悪くも事實である。又獨逸が倒れたといふことに付ては色々説明がありますけれども、先づ大體一致して居る所は、段々内部が疲弊して來て、さうして海軍の兵隊の間にも段々露西亞のトロツキーやレーニンの過激思想といふものが這入つて來て、さうして兵隊が戦争をやらずに政府に背くやうになつた。即ちスバルタカス團といふやうに一種の過激派的の團體が勢力を得るやうになつて獨逸は倒れ、さうして戦ひには勝ちながら遂に屈服するやうなことになつたのであります。即ち此露西亞の倒れた所以、獨逸の屈服した所以は何であるかといふと、其國內に於ける一種の第四階級と云はれる労働階級、兵隊階級、民衆階級が政府の役人とか或は資本家、之の特權階級とも云ひますが、是等の中に在る人が勢力を失ふて、是まで勢力も財産もなかつた連中が力を得た爲めに、其國家は潰れたといふことになつて居るのであります。

斯ういふやうなことで以て此戦争は遂に終りを告げた、さうしてさういふやうな變つた一種の思想が受けた所の獨逸、露西亞に非常に盛になつたばかりでなく、それが勝つた所の佛蘭西や英吉利に這入り、米國の方までさういふ思潮がズット盛になるやうになつて來たが、是は洵に不思議なことであるが、能く考へるといふと必ずしもさうでない。なせかといふと、此大戦争に於きましては各國共總



て労働者の奮闘、兵隊の奮闘、要するに國民を擧げて此大戦争に奮闘したのでありますから、唯一人の將軍、一人の政治家の力といふ譯でなく、總ての國民といふものが老若男女の區別なく、殊に機械や、鐵砲や、彈藥を造る所の労働者、生命を捧ぐる所の兵卒、さういふ者が、此戦ひには非常な勢力をなして居るのでありますから、さういふ人々が一旦戦ひの熄んだ時に於ては、我々にも相當な權力を與へよ、相當な財資を與へよと叫ぶことは必然の事と謂はなければならぬ。昔の戦ひは一將功成つて萬骨枯るといふことでありましたが、今では萬骨の方が勢ひを得たのであります。それが露西亞の過激派、獨逸の社會民主黨といふやうな同じやうな階級に在る人々でありますから、乃公の國は戦ひに勝つたから、労働者はモット勢力を得なければならぬといふやうな譯で色々な問題が起つたのであります。だから近頃新聞に雜誌に能く書かれて居りますが、共產主義、サンデカリズム或は無政府主義といふことは、此一二年以來非常に世界の何處でも論ぜらるゝやうになつたのであります。日本などに於きましてもデモクラシー論が四五年來から非常に論ぜられたのであります。今日はデモクラシーといふ言葉は後ろの方に引込んだやうな形になつて、新聞や雜誌に現はれて居る流行の言葉は社會主義の研究、共產主義の研究、イヤ労働問題といふやうなことで一杯になつて居る。是は事實であります。即ち今日の労働問題なり、社會問題なり、産業問題といふやうなことは有らゆる國を通じての問題であります。茲に我々は實にえらい、面倒な時代に縫着して居るのであります。

さて、現下を流れてをる自由平等の思想につきまして極端になれば所謂諸階級打破、——尤も今日

言はれて居る階級打破といふものは私は稍々不可解に思つて居るのであるが。——所謂自由平等主義の極端論は、何でも彼でも均しにして仕舞つて、平たく世の中を作つて仕舞はうといふことになるのであります。さういふ思想も相當に各國に在る。兎に角斯ういふことは眼前の事實であります。前に申した通り、我邦に於きましても丁度獨逸が負けてからであります、一昨年の暮邊りから去年の春に掛けて今申すやうな問題が非常に盛になりまして、少し以前には社會主義などいふことは我々の言ふ丈けで、誠に不埒千萬、それを研究するなどいふことは以ての外といふことになつて居つたのであります。併しさういふことを研究しなければ、それをどういふ風に取扱ふにしても譯が分らないては困るといふやうな譯で、社會主義といふことは公々然と研究されて、さういふ著述や雜誌も澤山出来て居るのであります。又政府の方に於ても社會政策といふ者を實行して、色々方々に公設市場を設けるとか、公設住宅を設けるとか、其他色々救助の問題をやるとかして、政府が社會主義者の言ふやうに社會政策を今日實行して居る。實行しなければ寔に此問題が險呑になつて困るといふことになつて居ります。労働問題といふことは四五年前にはさういふ文字は滅多に見ない。所が去年邊りから、労働問題といふことは、えらい流行的の言葉になつたのであります。又カールマルクスなどいふ社會主義者の論が非常に研究の必要があつて研究して居るやうな状態になつて居る。それから今日までストライキなどいふことは滅多にあつたことはありませんが、去年邊りは随分あつた。それから去年の三月四月頃からサボターヂといふことが言はれ出して、五六月頃には誰でもさういふことを言ふ



やうになつたのであります。又昨年の秋になると労働會議の労働委員を出すといふ譯で大騒ぎをする。治安警察法第十七條をどうするか斯うするとかいふ問題が盛になり、一方に於ては普通選舉の問題が起る。是は外國に於ては新しいものではない、古いものでありませうが、日本の如きは去年の暮邊りから此問題で大騒動であります。さういふやうな具合に去年からすつかり問題が一變して、是までは殆ど氣が附かなかつた、思ひも寄らないやうな問題が頻々と現はれて來て、實に之を迎ふるに遑あらずといふやうな状態であるのであります。或人は此世界の大戦争の結果は、どの位我々人間生活の間に變化があつたかといふと、或は二百五十年間の變化であつたであらう、少くも此の五六十年の變化が五六十年の變化に値するだらうと言ふて居る人もある。實際此戦争の爲めに千萬、二千萬といふえらい死傷者があり、さうして又金を使つたことは幾千億といふやうな具合で、それを平時の一年間や死亡數で割出し又使つた費用を平時の一年の費用で割つて見ると餘程になるのでありませう、それだけを見ても恢復には餘程の日數を要することは明白であつて、どういふ勘定になるかといふと、二百五十年と勘定する人もありますが、そんなことは判然り言へなくても、兎に角此四五十年の變化は五十年にも六十年にも當る變化であるといふことは明白である。だから思想の進んだ人と思想の遅れた人の間には五六十年以上の變化がある。彼の労働問題、ストライキ、サボタージを言つて居るかと思ふと、徳川時代に接近した考の人もあるといふが如く、今の人の思想を立割つて見ると色々のものがある。是が社會問題を益々紛糾さす所の原因となるので、餘程警戒しなければならぬ時節であること

は明白であります。

是までは所謂政治上のデモクラシー若くは産業上のデモクラシーといふことが、どういふ風に世界乃至日本に行はれて來たかといふことを略言致しました。要するに問題はどういふ所に在るかといふと政治上に於きましては政治上の權利を出来るだけ平等にしやう、出来るだけ各人に平等にして貰へることの出来るやうにしやう、さうして各人が御互に此生活の自由を得やうといふやうな考が段々募つて來て居る。又産業上に於きましては所謂利權若くは利益を各人の間に平等化しやうといふ考が強くなつて居る。所謂労働者を資本家と等しく認識して貰ひたい、労働者を下等の人間と見られては困る、労働者の自由行動を資本階級と同じやうにして貰ひたいといふ要求がある。要するに平等思想が政治上に於ても産業上に於ても盛に唱へらるゝやうになつたことであります。此問題に付ては勞資協調といふ資本家と労働者を協調して、永く仲善くやつて行かうといふ考と、極端な社會主義とか、共產主義とか、サンカリズムの思想も行はれて居るのであります。是れ皆大戦争の結果であります。要するに労働者其他一般民衆の勢力が認められて來たのでありまして、是は眼前の事實であります。

私は是まで、所謂事實に關する問題を御話し致したのでありますが、此事は諸君が既に御承知のことを、私が次に申さうと思ふことの準備として大略申したのでありまして、是からは稍々理論的問題に付し私の所見を述べて見やうと思ふのであります。(未完)

統

○大正九年五月中入出監竝月末在監人員(△△減)

| 受刑者    | 入監                                             | 出監    | 現員    | 前月末日   | 前年現在   | 前月比増    | 前年比較  |
|--------|------------------------------------------------|-------|-------|--------|--------|---------|-------|
| 刑事被告人  | 五、二六〇                                          | 三、九六〇 | 四、四七七 | 五、〇七四  | 五、二六〇  | 五、四、五九四 | △ 五一七 |
| 勞務場留置者 | 三、〇六三                                          | 三、五七七 | 三、二四八 | 三、三九二  | 三、〇六三  | 四、二七三   | △ 三二九 |
| 乳兒     | 一四八                                            | 二一九   | 二〇一   | 一六六    | 一四八    | 三三五     | △ 一八  |
| 總計     | 三〇                                             | 二     | 七     | 二五     | 三〇     | 三〇      | △ 五   |
| 男      | 五二、五一九                                         | 七、三三二 | 七、四九〇 | 五二、三六一 | 五二、五一九 | 五七、〇〇七  | △ 一五八 |
| 女      | 一、九八二                                          | 四二六   | 四四三   | 一、九六五  | 一、九八二  | 二、二二五   | △ 一七  |
| 計      | 五四、五〇一                                         | 七、七五八 | 七、九三三 | 五四、三二六 | 五四、五〇一 | 五九、二三二  | △ 一七五 |
| 備考     | 內朝鮮人受刑者男一二人、刑事被告人男一人、外國人受刑者男四一人女一人、刑事被告人男二人アリ、 |       |       |        |        |         |       |

○大正九年五月末日在監者人員表

| 監獄別 | 男     | 女 | 計     | 受刑者 | 男 | 女 | 計 | 刑事被告人 | 男 | 女 | 計 | 勞務場留置者 | 男 | 女 | 計 | 乳兒 | 男     | 女 | 計 | 合計    |
|-----|-------|---|-------|-----|---|---|---|-------|---|---|---|--------|---|---|---|----|-------|---|---|-------|
| 小管  | 1,133 | 1 | 1,134 |     | 1 | 1 | 2 |       | 1 | 1 | 2 |        | 1 | 1 | 2 |    | 1,134 | 1 | 2 | 1,136 |

[illegible]

| 刑 役 懲 | 無 期   | 男   | 女     | 計     | 前月末日  | 前年同月   | 前月比較 | 前年比較  |
|-------|-------|-----|-------|-------|-------|--------|------|-------|
| 十五年以上 | 六五二   | 二八  | 六八〇   | 一、三三九 | 一、三八七 | 一、二七二  | 四    | 七二    |
| 十五年未滿 | 一、三四六 | 四三  | 一、三八九 | 一、八二六 | 一、八七七 | 一、七二二  | 一    | 一一七   |
| 十年以上  | 一、七七四 | 五二  | 一、八二六 | 一、八七九 | 一、八七九 | 一、七四一  | 一    | 一三三   |
| 五年以上  | 九、六四七 | 二九三 | 九、九四〇 | 八、三三一 | 八、三三一 | 八、一四一  | 一    | 二〇〇   |
| 五年以下  | 八、〇六六 | 二七五 | 八、三三一 | 六、九一八 | 六、九七四 | 七、一三九  | 五    | 二二一   |
| 三年以下  | 六、六二八 | 二九〇 | 六、九一八 | 九、七八〇 | 九、九三七 | 一〇、七二八 | 一    | 九四八   |
| 二年以下  | 九、四〇三 | 三七七 | 九、七八〇 | 七、四二七 | 七、六四六 | 九、三〇八  | 一    | 一、八八一 |
| 一年以下  | 七、一八六 | 二四一 | 七、四二七 | 三、二〇七 | 三、二〇〇 | 四、五一二  | 七    | 一、三〇五 |
| 六月以下  | 三、〇五〇 | 一五七 | 三、二〇七 |       |       |        |      |       |

○大正九年五月末日現在受刑者刑名表 (△△)

| 刑 名   | 總 計   | 男   | 女     | 計     | 前月末日  | 前年同月   | 前月比較 | 前年比較  |
|-------|-------|-----|-------|-------|-------|--------|------|-------|
| 無 期   | 六五二   | 二八  | 六八〇   | 一、三三九 | 一、三八七 | 一、二七二  | 四    | 七二    |
| 十五年以上 | 一、三四六 | 四三  | 一、三八九 | 一、八二六 | 一、八七七 | 一、七二二  | 一    | 一一七   |
| 十五年未滿 | 九、六四七 | 二九三 | 九、九四〇 | 八、三三一 | 八、三三一 | 八、一四一  | 一    | 二〇〇   |
| 十年以上  | 一、七七四 | 五二  | 一、八二六 | 一、八七九 | 一、八七九 | 一、七四一  | 一    | 一三三   |
| 五年以上  | 九、六四七 | 二九三 | 九、九四〇 | 八、三三一 | 八、三三一 | 八、一四一  | 一    | 二〇〇   |
| 五年以下  | 八、〇六六 | 二七五 | 八、三三一 | 六、九一八 | 六、九七四 | 七、一三九  | 五    | 二二一   |
| 三年以下  | 六、六二八 | 二九〇 | 六、九一八 | 九、七八〇 | 九、九三七 | 一〇、七二八 | 一    | 九四八   |
| 二年以下  | 九、四〇三 | 三七七 | 九、七八〇 | 七、四二七 | 七、六四六 | 九、三〇八  | 一    | 一、八八一 |
| 一年以下  | 七、一八六 | 二四一 | 七、四二七 | 三、二〇七 | 三、二〇〇 | 四、五一二  | 七    | 一、三〇五 |
| 六月以下  | 三、〇五〇 | 一五七 | 三、二〇七 |       |       |        |      |       |

| 刑 名   | 總 計   | 男   | 女     | 計     | 前月末日  | 前年同月   | 前月比較 | 前年比較  |
|-------|-------|-----|-------|-------|-------|--------|------|-------|
| 無 期   | 六五二   | 二八  | 六八〇   | 一、三三九 | 一、三八七 | 一、二七二  | 四    | 七二    |
| 十五年以上 | 一、三四六 | 四三  | 一、三八九 | 一、八二六 | 一、八七七 | 一、七二二  | 一    | 一一七   |
| 十五年未滿 | 九、六四七 | 二九三 | 九、九四〇 | 八、三三一 | 八、三三一 | 八、一四一  | 一    | 二〇〇   |
| 十年以上  | 一、七七四 | 五二  | 一、八二六 | 一、八七九 | 一、八七九 | 一、七四一  | 一    | 一三三   |
| 五年以上  | 九、六四七 | 二九三 | 九、九四〇 | 八、三三一 | 八、三三一 | 八、一四一  | 一    | 二〇〇   |
| 五年以下  | 八、〇六六 | 二七五 | 八、三三一 | 六、九一八 | 六、九七四 | 七、一三九  | 五    | 二二一   |
| 三年以下  | 六、六二八 | 二九〇 | 六、九一八 | 九、七八〇 | 九、九三七 | 一〇、七二八 | 一    | 九四八   |
| 二年以下  | 九、四〇三 | 三七七 | 九、七八〇 | 七、四二七 | 七、六四六 | 九、三〇八  | 一    | 一、八八一 |
| 一年以下  | 七、一八六 | 二四一 | 七、四二七 | 三、二〇七 | 三、二〇〇 | 四、五一二  | 七    | 一、三〇五 |
| 六月以下  | 三、〇五〇 | 一五七 | 三、二〇七 |       |       |        |      |       |



| 刑         | 罪名        | 男      | 女   | 計      | 前月未日   |        | 前月現在 |   | 前月比較 |   | 前年比較  |   |
|-----------|-----------|--------|-----|--------|--------|--------|------|---|------|---|-------|---|
|           |           |        |     |        | 現      | 未      | 現    | 未 | 増    | 減 | 増     | 減 |
| 竊盜        | 竊盜        | 二六、三九〇 | 七八四 | 二七、一七四 | 二七、五三九 | 二八、六六〇 | △    | △ | 三六五  | △ | 一、四八六 |   |
| 強盜        | 強盜        | 二、二八二  | 一九  | 二、三〇一  | 二、三一九  | 二、三三三  | △    | △ | 九    | △ | △     |   |
| 賭博及七富藏    | 賭博及七富藏    | 二、四九三  | 四六  | 二、五三九  | 二、五七七  | 三、六六四  | △    | △ | 三八   | △ | 一、二五  |   |
| 詐欺及七恐喝    | 詐欺及七恐喝    | 五、二二五  | 一二五 | 五、三五〇  | 五、四一五  | 五、八八九  | △    | △ | 六五   | △ | 五三九   |   |
| 横領        | 横領        | 二、二六三  | 三五  | 二、二九八  | 二、三三五  | 二、四九一  | △    | △ | 三七   | △ | 一九三   |   |
| 贓物ニ關ス     | 贓物ニ關ス     | 六四八    | 四九  | 六九七    | 六八八    | 九一三    | △    | △ | 九    | △ | 二一六   |   |
| 毀棄及七隱匿    | 毀棄及七隱匿    | 三二     | 一   | 三二     | 三五     | 四五     | △    | △ | 三    | △ | 一三    |   |
| 通貨偽造      | 通貨偽造      | 一三七    | 三   | 一四〇    | 一二一    | 一五四    | △    | △ | 一九   | △ | 一四    |   |
| 文書、有價證券偽造 | 文書、有價證券偽造 | 一、〇九五  | 一七  | 一、一二二  | 一、一二七  | 一、一九八  | △    | △ | 一五   | △ | 八六    |   |
| 印章偽造      | 印章偽造      | 三五     | 一   | 三五     | 三一     | 四四     | △    | △ | 四    | △ | 九     |   |
| 偽證及七誣告    | 偽證及七誣告    | 五六     | 二   | 五八     | 六四     | 七五     | △    | △ | 六    | △ | 一七    |   |
| 濃         | 濃         | 五三     | 一   | 五三     | 五二     | 七〇     | △    | △ | 一    | △ | 一七    |   |
| 強姦姦淫及七重婚  | 強姦姦淫及七重婚  | 四四五    | 一〇  | 四五五    | 四四五    | 四四三    | △    | △ | 一〇   | △ | 一二    |   |
| 傷害        | 傷害        | 一、九三九  | 二八  | 一、九六七  | 一、九五四  | 一、八二四  | △    | △ | 一三   | △ | 一四三   |   |
| 殺人        | 殺人        | 二、四八七  | 二〇〇 | 二、六八七  | 二、六八三  | 二、五二八  | △    | △ | 四    | △ | 一五九   |   |
| 嬰兒殺       | 嬰兒殺       | 三七     | 一三三 | 一七〇    | 一六三    | 一七一    | △    | △ | 七    | △ | 一     |   |
| 逮捕及七監禁    | 逮捕及七監禁    | 一三     | 一   | 一三     | 一三     | 三〇     | △    | △ | 〇    | △ | 一七    |   |

○大正九年五月末日現在在監受刑者罪名表

(△、○)

[illegible]

| 規 則    |     | 注   |     | 附 屬 |     |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 總 計    | 計 算 | 其 他 | 其 他 | 其 他 | 其 他 |
| 四八、九一三 | 四四〇 | 一八  | 一七九 | 二八  | 九   |
| 一、八三〇  | 二四  | 二〇  | 二   | 二   | 二   |
| 五〇、七四三 | 四六四 | 二〇  | 八三  | 二八  | 九   |
| 五一、二六〇 | 四五五 | 九〇  | 一五〇 | 三〇  | 一〇  |
| 五四、五九四 | 五五五 | 一九  | 一〇三 | 二二  | 三   |
| 五一、七   | 九   | 一四  | 七   | 三   | 一   |
| △三、八五一 | △   | △   | △   | △   | △   |
| 二四     | 二一  | 二一  | 二一  | 二一  | 二一  |
| 二二     | 二二  | 二二  | 二二  | 二二  | 二二  |
| 二一     | 二一  | 二一  | 二一  | 二一  | 二一  |
| 二〇     | 二〇  | 二〇  | 二〇  | 二〇  | 二〇  |
| 一九     | 一九  | 一九  | 一九  | 一九  | 一九  |
| 一八     | 一八  | 一八  | 一八  | 一八  | 一八  |
| 一七     | 一七  | 一七  | 一七  | 一七  | 一七  |
| 一六     | 一六  | 一六  | 一六  | 一六  | 一六  |
| 一五     | 一五  | 一五  | 一五  | 一五  | 一五  |
| 一四     | 一四  | 一四  | 一四  | 一四  | 一四  |
| 一三     | 一三  | 一三  | 一三  | 一三  | 一三  |
| 一二     | 一二  | 一二  | 一二  | 一二  | 一二  |
| 一一     | 一一  | 一一  | 一一  | 一一  | 一一  |
| 一〇     | 一〇  | 一〇  | 一〇  | 一〇  | 一〇  |
| 〇九     | 〇九  | 〇九  | 〇九  | 〇九  | 〇九  |
| 〇八     | 〇八  | 〇八  | 〇八  | 〇八  | 〇八  |
| 〇七     | 〇七  | 〇七  | 〇七  | 〇七  | 〇七  |
| 〇六     | 〇六  | 〇六  | 〇六  | 〇六  | 〇六  |
| 〇五     | 〇五  | 〇五  | 〇五  | 〇五  | 〇五  |
| 〇四     | 〇四  | 〇四  | 〇四  | 〇四  | 〇四  |
| 〇三     | 〇三  | 〇三  | 〇三  | 〇三  | 〇三  |
| 〇二     | 〇二  | 〇二  | 〇二  | 〇二  | 〇二  |
| 〇一     | 〇一  | 〇一  | 〇一  | 〇一  | 〇一  |
| 〇      | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   |

譚 叢

〇時事だより

▲停年

限令の發布は、司法界の大動搖を來さんとしてゐる。之が爲めに活氣付てゐるさへやうが、又た一般に浮立て落付がないさへいへる、扱て其内容に至つては既に新聞の傳ふる所にて略ぼ知られてゐる通り、彌々發布の日も近きにあるらしく或は本記事の讀者に達する頃は、既に其後ならんかも知れず、本令の可否に就ては兎角の議論もあるが、老朽を淘汰して新進氣鋭の俊才を擧げ、以て此際多少沈滞鬱積せる弊習を去り、司法界の革命を促進せんとの趣旨に對しては、皆な賛意を表せざるはない、そして實施の曉にはお隣同志の監獄界にも亦た多少の波動は受け、譯には行くまいさは、氣早の連中の取沙汰である。

▲浮腰

の弊に就いて見識ある一法官は慨いて云ふ、停年令も善い、善いけれども之が爲に後計を立てるに急にして、己が立身のみを氣にするやうにならざるを得ない、之は人情の弱點として何人も免かれ難い所である、若し爾うなれば落付いて事務改善の計畫を立て、永く腰を据へて之を遂行するなど云ふとは、到底出来なくなる、而して只だ無事平穩に氣樂の日を送るを賢しと

▲目醒

る時が司法官に來たさは、大木法相の言だき新聞は傳へてゐる、尙ほ其記事に由て見れば、大に刷新の抱負と改善の覺悟を持つて居らるゝとは明かであつて、時節柄意を強うするのであるが、恐らく是は司法官に對する言さのみ受取る譯に行くまい、何となれば司法官の司法省でないからである、故に若し新聞の記事の如く、大に改善すべき舊弊がありせば、他にも亦た大に改善すべき舊弊なきを必せざるべく、人間の身體さへ七年目に新陳代謝するといへば、年と共に何れにか舊物の捨てつきもの、堆積するは、別に怪むべきでないか、要は唯だ改むべき時期に至りて其改善を躊躇せざるにあるだらう、或は又た當今の問題たる人權蹂躪は遠因何れにあるかと云ふに對し、并は司法官が恰度化石物のやうで、生存してゐる有機物のやうでなく、唯だ從來の慣習を辿つてゐる中で、怠うすれば立身出世の爲めになるかと云ふ事のみを考へてゐる、此に其因が存すると云ふ者がある



る、其説の當否は記者の關する所でないけれども、假りに斯かる  
 遠因が有り得るものさせば、之が改善の法に至つても個人の精神  
 状態より根本的に施さればならぬ、要するに是等弊害は道義觀念  
 の素養を缺くからであるから、彼等をして所謂法律倫理主義より  
 人格倫理主義へ轉化せしめんとである、然らざれば他に之を改善  
 すべき何等の方法もないであらう。

### ▲任命

鈴木典獄の死去により此項任官更迭が行はれた、  
 毎時ながら適才適所當局用意の周密なる、敬服の外はない、然る  
 に從來動もすれば發表前に事洩れて、早くも通報其他の謀合を爲  
 し、甚だしきは巧みに之を掩り得るを手柄の如く而して機密に通  
 するを誇る爲すの弊なきに非ざりしが如く、心ある者をして驚愕  
 せしめた者がないでなかつた、然るに今同の如きは何人も之を  
 察知する者なく、當人自身すら腹耳に水であつたさやら聞く、實  
 に斯くありたいものである、現に内務省邊の任官更迭の事を聞いて  
 も、嚴密に秘に付し、決して何人にも洩すをなせないと云ふ、斯  
 くの如くにして威信が保て弊害も起らない、且つ此一事によりて  
 官紀の帶金の締工合が判かる、無論今後も此方針は變はらぬであ  
 らうし、又た變はらぬと望まざるを得ないのである。

### ▲自警

是は警視廳で發行する我が協會雜誌の如きもので  
 ある、彼是比較して其内容に於て體裁に於て、著しく我が協會雜  
 誌の見劣りするが残念である、聞く所によれば是は警視廳内の新  
 聞雜誌檢閱係の人々が編輯するに云ふが、成程其見榮のある所以

にも非ざる主義一貫を固持して、改良發展に必要な價額變更を  
 斷行でないであらうか、適々三錢か五錢の有金なる雜誌改善費  
 を、拒むを以て名譽の如く思惟する會員が今日あるべしとも思  
 へないでないか、若し夫れ如何に物價は高しと雖も、僅々四五  
 錢の爲めに今日の會員の生活を脅かすと思ふ如きは實に時代錯誤  
 の甚だしきものと云はねばならぬ。(甲寅生)

## 寄 書

### ○監獄の電燈と夜業

監獄局 島 田 榮 造

監獄の燈火に就ては如何なる設備を適當とすべ  
 きや、戒護の點より衛生の點より將た作業の點等  
 より之を觀察して論究すべき問題なり、又監獄の  
 燈火の沿革進歩變遷等の跡に就ても亦研究すべき  
 價值あり、是等の問題に就ては余は知識乏しく深  
 く知らざるも監獄は暗き場所たることは世人の熟

が體めるのである、何事も世間知らずが時代落伍の基であり、そ  
 して日進の新趣向に適合するやうにするには、矢張り熱心なる進取  
 の心掛が先立たねばなるまいが、此點に於て流石に警視廳は時潮  
 に裊として行きつゝある心掛の噴發すべきものが見らるゝのであ  
 る、紙質も善くて印刷鮮明、挿畫あり寫眞あり、廣告も多く、百拾ベ  
 ーシの厚雜誌である、代價一冊貳拾錢非常な廉價と云はればなら  
 ん、多分之は特別な便宜を有する爲めであらうかと思はれる、又  
 た其記事に至つては何れも有益の文字を以て充たされてあるが、  
 中には楯の兩面なる題下に公衆より警察への願もあれば、又警察  
 より公衆への願もあつて、自由に注意や希望を交換し、お互の諒  
 解を求むるの邊、頗る有益にして面白く、其趣向の巧慧に感ぜざ  
 るを得ない、我が協會雜誌も大分面目を改めたやうではあるが、  
 如何せん世間の進歩の割合が非常なる爲め、少々進歩では中々  
 追付けない有様である、是は主義一貫と云ふ點からは誇りになる  
 かも知れないが、十數年來依然として定價拾貳錢で押通し、曾て  
 何等の變更なしと云ふ一事に至つては、能くも先づ斯く時勢無關  
 添であり得たもの哉と、喫驚一番せしめざるはないでないか、思  
 ふに世界廣しと雖も十數年來、文化と共に價値の昇らぬもの何  
 一つあるであらうか、且つ又若し化石の如く永久に原形の儘であ  
 るべきが、名譽たる所以の理もあらば、我が協會雜誌價額の如き  
 は、其隨一のものたるに於て満足も出来るけれども、然りと雖も餘  
 りに滑稽じみて、眞面目にも受取れぬものである、何を苦んで名譽

知せる所なるを以て見れば、明治維新以前に於け  
 る燈火の設備は單に戒護檢束の用に供するに過ぎ  
 ずして、在監者の爲め何等の考慮せしことなく、  
 從て房内に設備なかりしことは窺知するに難から  
 ず、燈火の設備の適否並に沿革等の研究は他に必  
 す其の人あるべきを以て、茲には其の結果の發表  
 を望むことを述べ置くに止めむ。  
 吾が國の監獄に電燈を使用せるは茲廿數年前の  
 事に屬す、其の當時に在ても單に戒護檢束に専ら  
 にして、或は廊下に點じ或は外燈を用ひたるに過  
 ぎずして之を房内に引用せるは最近十數年前の事  
 なり、電燈使用の當時に在ては之を房内に引用せ  
 ば、在監者は或は電氣を惡用し或は電線を以て破  
 監の用に供する虞ありとて大に論議せられたるも  
 のにして、之を使用するに至るも房外の設備とな  
 り、又引用の方法に就ても官業となすにあらずし  
 て外部の會社より引用せんか格外より電線を切斷  
 せば監獄は忽ち暗黒となり在監者を奪取するを容  
 易ならしむるの虞ありと、又未だ病院に引用せざ



るに監獄に用ゆるは尙早なりとの論ありて批難紛  
なからざりき、其の架設に就ても千燭光の孤弦燈  
數基を構内高く點じて恰も不夜城たるの現象を呈  
し、其の地を通過せる車客をして其の壯觀に驚か  
しめしとか又數百の白熱燈を廊下、房外に點じ其  
の光焰中天に映じて其の地の港に出入し之を望め  
る船客をして紅燈遊里ならざるかと思はしめたり  
とか、併も之れ文明の利器を用ひて外觀の美を添  
へたるに、監獄の暗黒を光明界に進めたるとは形  
式上に於ては一段の進歩たるは疑はざるも未だ以  
て之に依り在監者の爲め何等の効果なかりしが如  
し、換言せば單に戒護檢束の點に専らにして在監  
者の讀書作業等に此の文明の利器を利用するに至  
らざりしのみならず一面設備を改良し、經濟的考  
慮即ち經費の支出を要するも一面之れが補償の道  
を講じて在監者の爲め利用する方法の研究足ら  
ざりしを憾む。

抑も監獄の燈火の要は單に戒護檢束の爲めのみ  
ならず、之を在監者に使用せしめ彼等の暗黒面に

於ける心理を光明界に導き邪念を去らしむるの最  
大要件あり加之之を讀書、作業等利用せしむる  
利益あり即ち監獄の燈火は在監者が主にして戒護  
檢束の用は従たらざるべからず、從來とても廊下  
房外より房內採光の方法を講せられ或は讀書し得  
或は作業等をも爲し得べく或は暗黒面の心理に幾  
分の光明を與へ得たるとは勿論にて之を房内に引  
用せざるに於ては大なる差なく各研究  
の餘地あるべしとの主張の下に今尙全く之を房內  
に引用せられざるは已を得ざる所なり併も電燈を  
房内に引用すれば費用の嵩む事は當然にして之れ  
が實行上考慮を要すべく又電燈を用ゆる經費と油  
を使用する費用との差は大なるべく又房内に引用  
するに於ても房内容積の廣狹大小に依り燈光の程  
度等をも計量せざるべからずと雖も電燈使用の當  
初の如き論は已に幾年の實驗に依り其の蒙を啓き  
今日房内の點火には大なる異議なく如何にして之  
を最も經濟的に且實用的に利用するかが問題にし  
て當面に於ける研究すべき緊急事に屬す。

電燈を房内に引用し在監者に主として之を利用  
せしむるの利益は多々あるべしと雖も其の結果と  
して茲に監獄に於ける夜間作業を設けられたるは  
是れ最近十年前の事に屬す是れ監獄に於ける一進  
歩と云はざるべからず。

夜間作業に就ては近時労働時間制限問題の喧し  
き秋に於て一定作業時限終了後尙夜間作業を課す  
るは多少の批難論議の餘地あるべし又過般司法省  
豫算分科會に於て一議員の質問ありし程にして單  
に一方面のみより見れば或は在監者を虐待すとの  
誹あるもこは他の一方面を見ざるの偏見にあらず  
るなきか即ち從來罷業還房後日暮早々空しく就寢  
せし時間の一部を有用に利用し彼等に良習慣を造  
らしむるの利益を知らざるべからず是等可否の論  
は暫く措き未だ夜間作業を設けざる監獄は單に電  
燈を房内に引用せざる爲めのみならず労働問題と  
職員休養問題とを考へ且在在監者の暗黒裡に獄坐沈  
思せしむるの効果は夜間作業よりもより以上の效  
果ありて此の効果は評價すべからざるも夜業の收

益よりも大にして且電燈の費用は少なしとの論も  
あるなるべし是亦一理なきにあらず之を論許せば  
甲論乙駁盡くる所なかるべきも余は茲に從來の電  
燈の房外に使用せられし以前の經費は幾許なるか  
を知らざるも蓋し其の經費は總て無償にて戒護檢  
束に主として使用せられ何等在監者に利益なかり  
しを揚言せんとすると共に電燈を房内に引用し一  
面經費に多少の増嵩を來せしも在監者の心理の上  
に讀書の上に評價すべからざる大なる利益あるの  
外夜間作業に依り得たる收益も亦尠からざるを高  
唱せんとす試に大正七年度に於ける各監獄の晝業  
と夜業との工錢を調査せるに別表一號表の如く

晝業 工 錢 二、二八一、〇四三圓

夜業 工 錢 一五二、三三二圓

なり而して之を大正七年度に於ける油代電燈費と  
對照するに別表二號表の如し

油代電燈費 七〇、九八二、九一〇

にして夜業工錢一五二、三三二圓なるを以て右油

代電燈費全部を償ひ尚ほ  
増 收 八一、三三九、九〇〇  
收入あるにあらずや之を從來の如き在監者に利用せしむるとなく經費は徒費に歸したる當時を思へば何となく研究考慮の足らざりしやの感を深くす

るにあらずや其の感を深くすると共に何事にも研究考慮せば如斯利益と効果とを齎することを思へば余は不斷何事にも考慮注意するの必要を切に感じたるまゝ敢て拙文を草す。

○大正七年度作業成績畫業工錢(第一號表)

| 種 別     | 業 別 | 就業一日人員 | 割、合  | 一人一日當錢 | 工 錢 總 額   |
|---------|-----|--------|------|--------|-----------|
| 工 錢     | 收   | 官 司 業  | 六 分  | 〇、一〇三  | 一〇九、〇九五   |
|         |     | 請 託 業  | 六割七分 | 〇、一四三  | 一、五九二、三二七 |
|         |     | 計      |      | 〇、一三四  | 二五四、三五五   |
| 支 ス ル 分 | 計   | 官 司 業  | 一割二分 | 〇、一三八  | 一、九五五、七七七 |
|         |     | 請 託 業  | 八割五分 | 〇、一三八  | 三〇〇、三八八   |
|         |     | 計      |      | 〇、一〇七  | 二四、八七八    |
| 工 錢     | 收 支 | 官 司 業  | 一割四分 | 〇、一〇七  | 三二五、二六六   |
|         |     | 請 託 業  | 一割五分 | 〇、一二六  | 四〇九、四八三   |
|         |     | 計      |      | 〇、一二〇  | 一、五九二、三二七 |
| セ サ ル 分 | 計   | 官 司 業  | 二 割  | 〇、一四三  | 二七九、二三三   |
|         |     | 請 託 業  | 六割七分 | 〇、一三一  | 二、二八一、〇四三 |
|         |     | 計      |      | 〇、一三六  |           |
| 合 計     | 計   | 官 司 業  | 一割三分 | 〇、一三六  |           |
|         |     | 請 託 業  | 一割三分 | 〇、一三一  |           |
|         |     | 計      |      | 四、五七八五 |           |

□同夜業工錢

| 種 別       | 業 別   | 就業一夜人員 | 割 合  | 一人一夜當<br>工 錢<br>円 | 工 錢 總 額<br>円 |
|-----------|-------|--------|------|-------------------|--------------|
| 工 錢       | 收     | 官 司 業  | 七〇人  | 〇、〇一九             | 四九二          |
|           | 請 託 業 | 二四、五七五 | 九割三分 | 〇、〇一六             | 一四二、〇五二      |
| 支 ス ル 分   | 計     | 一、七二二  | 六 分  | 〇、〇一四             | 八、五二五        |
|           | 委 託 業 | 二六、三六七 | 九割九分 | 〇、〇一六             | 一五一、〇六九      |
| 工 錢       | 收     | 官 司 業  | 一 分  | 〇、〇一九             | 一、二一七        |
|           | 請 託 業 | 一七五    | 一 分  | 〇、〇一八             | 一、二五三        |
| 支 セ サ ル 分 | 計     | 一八〇    | 一 分  | 〇、〇一九             | 一、七〇九        |
|           | 委 託 業 | 二四五    | 九割三分 | 〇、〇一九             | 一四二、〇五二      |
| 合 計       | 官 司 業 | 二四、五七五 | 六 分  | 〇、〇一六             | 一五二、三三二      |
|           | 請 託 業 | 一、七二七  | 一 分  | 〇、〇一九             | 一、二五三        |
|           |       | 二六、五四七 |      |                   | 八、五六一        |

△大正七年度燈火費用ト夜業工錢トノ比較(第二號表)

|   |          |          |       |     |    |     |      |   |   |   |   |   |
|---|----------|----------|-------|-----|----|-----|------|---|---|---|---|---|
| 小 | 油代       | 計        | 支     | 夜   | 業  | 工   | 錢    | 監 | 房 | 燈 | 火 | 費 |
| 東 | 菅        | 三、四〇、七五〇 | スル分   | 工錢ヲ | セ  | 工錢ヲ | 増    | 廳 | 燈 | 火 | 費 | ノ |
| 京 | 六、四四、〇〇〇 | 一、五五、〇〇〇 | 六、八六一 | 收   | セ  | 收   | 減    | 夜 | 業 | 工 | 錢 | ト |
| 豐 | 二、三六、四〇〇 | 三、〇〇、〇〇〇 | 四、五三  | 分   | サル | 分   | 一    | 錢 | ト | ノ | 比 | 較 |
| 多 | 二、七二、〇〇〇 | 一、八八、六三三 | 四、〇九  |     |    |     | 四、〇九 | 較 |   |   |   |   |
| 摩 |          | 一、九六、三三〇 |       |     |    |     |      |   |   |   |   |   |







[illegible]

### ○井水清淨法及其の成績

大田 片山恭一郎

(一)井水清淨法は鹽素劑(漂白粉)を使用す

(二) 其方法は京都帝國大學醫學部教授、醫學博士

戸田正三氏の實驗證明に係る同醫科大學衛生學教

室發表の方法を襲用す、左の如し

一、漂白粉液有効鹽素量 漂白粉は其製品の如

何に依り異なるも化學用のものは約三十乃至三十一%工業用のものは二十乃至二十五%の有

効鹽素を含有す、但し使用前更に其有効鹽素量を確定するを可とす（沃度測定法）

一、漂白粉液調製法 一乃至三%溶液を使用す

之を調製するには先づ漂白粉一定量を取り之れに少量の水を加へ捏磨し次で更に加水して一乃至三%の割合となす、もし捏磨せざる時は漂白粉と水とを克く混和し十二時間乃至一晝夜放置するか又は少しく温むる時は其有効成分は比較的容易に溶解するものなり沈澱せる石灰は濾別又は單に傾瀉によりて除去すべし而して該溶液は着色蠟例へばビール蠟等に

入れ直射日光を避け室内に保存する時は其有効度急速に減少することなし。

(一ヶ月間に約一割以内減ずるのみ)

一、混入方法 井水量に相當する一定量の漂白

[illegible]

|      |     |     |     |     |     |     |     |     |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 九尺   | 四・六 | 三・三 | 九・八 | 二・六 | 一・三 | 四・五 | 一・七 | 五・三 |
| 九尺九寸 | 四・六 | 三・三 | 九・八 | 二・六 | 一・三 | 四・五 | 一・七 | 五・三 |
| 一丈   | 四・六 | 三・三 | 九・八 | 二・六 | 一・三 | 四・五 | 一・七 | 五・三 |
| 一丈一尺 | 四・六 | 三・三 | 九・八 | 二・六 | 一・三 | 四・五 | 一・七 | 五・三 |
| 一丈二尺 | 四・六 | 三・三 | 九・八 | 二・六 | 一・三 | 四・五 | 一・七 | 五・三 |
| 一丈三尺 | 四・六 | 三・三 | 九・八 | 二・六 | 一・三 | 四・五 | 一・七 | 五・三 |
| 一丈四尺 | 四・六 | 三・三 | 九・八 | 二・六 | 一・三 | 四・五 | 一・七 | 五・三 |
| 一丈五尺 | 四・六 | 三・三 | 九・八 | 二・六 | 一・三 | 四・五 | 一・七 | 五・三 |

(表註) (イ) 先づ井水量を知らんとするに井戸の口径と水深とを測れば表によりて直ちに求め得る例へば井戸口径三尺五寸水深六尺五寸なる井戸水量は表により九石六斗五升にして之に對する消毒藥量は同じく表によく三%漂白粉液二百九十ccなることを知るべし  
(ロ) 井水深測定法 井枠より井底までの長さを測定し是れより井枠より井水面までの長を減すれば可なり  
(ハ) 該表により混入する場合には有効鹽素量は本品の有効鹽素含有量二十五乃至三十%なるに従ひ井水量の百百分の一・二乃至一・五に該當す

一、有効時間 混入攪拌後三十分間を出でずして普通の消化器傳染病原菌(赤痢・室扶斯・バラ室扶斯、コレラ菌等)は完全に撲滅せらるるが故に三十分後井水を飲用又は使用に供して可なり。而して其消毒有効期間は引續き井水を多量に使用し絶えず汚染せらるる場合と雖も平均五時間、井水深くして使用量比較の少

き時は十二時間有効なり  
一、混入の度數 絶へず汚染の恐れある傳染病流行地の共同井戸等には一日三回(午前七八時、午後二―三時、午後八―十時)投入し患家の井戸にして直接汚染せられたる疑ひ有る時は其倍量を第一日は二乃至三回混入すべし然らざる一般の場合には夜間井戸を閉する前

に一回、晝間に其半量を更に一回用ふれば可なり

〇、〇ccを閉監時及正午の二回投入して飲用水として又使用水とし六月三日より施行せり

一、混入の當初には些少鹽素の味及臭氣を有することあり、然れども之を持續して飲用する

四、而して更に抗鹽素劑を投入するの必要を生せず多少の味臭あるも飲用に何等不可なし

二、抗鹽素劑 苦し誤つて又は必要あつて多量の漂白粉液を混入し、其臭氣甚だしく爲に之

五、其價格一日量僅に貳錢四厘にも足らず六、其便益たるや飲料に安全にして使用水とし

は飲用に供し得ることある時は中和劑を使用すれば可なり中和劑として最も良きは過酸化水素水にして次に亞硫酸曹達なり其使用量

七、既往三十日間の成績に徴するに臨牀的に何等、有害作用無し、要するに飲料水に稀鹽酸を混じて給與しながら漬物類の洗滌には常水を用ふるの危険に比し根本的に井底よりの消毒は頗る安全なるものと認む

は本邦に於て目下使用する過酸化水素水(三%溶液)なる時は水一斗(約バケツ二杯分)

八、僅少の經費と簡易の方法なるを賞用しつつあり

につき十五滴を加へ亞硫酸曹達なる時は同じく水一斗につき其三%水溶液一cc即約二十滴

九、詳細なる實驗研究は戸田博士の發表にかゝる業績に載せて遺漏なく實に信賴するに足るものと認む

を加ふれば足る但し一般に是等の中和劑は初め漂白粉液混入後少くとも三十分間を経過して後用ふべし

十、本方法は當監職員にも亦徹底的に實行せんと欲し醫務係に於ては常に各人の質問に應じ

三、當大田監獄の井戸は口径四尺、水深一丈水量一九石三斗九升に對し三%漂白粉液五八

ものど認む







今監獄の困難は主として其遵守しなければならぬ制度に因るので、看守の性格に因るのでないといふ證左までに、次の一小話を附け加へて置かう。入監後三ヶ月を経て月一回の接見が許されたから或時妻が接見に來た。其時はいつもの二重柵や、金網越しの接見とは趣を異にして、二人の間に卓子一つを隔て、對坐させるといふ、特別の取扱を與へられた。之に立會つた看守は最も嚴格な一人であつて、妻が歸るに臨み、一度接吻を許して貰いたいと願ふたが、いと素氣なく撥ねつけられて、其まゝ接見が了つた。予は他の看守がたとひ犯則ながらも、接吻を許してらしいことを承知して居るから、此時予は主義も打忘れて「蓄生奴」とはしたなくも口の内にて呟いた。しかし監房に還つて暫くすると予の咀ひは感謝と變じた。其故は接見室の虐待者は監房を開けて這入つて來て、如何にも深く心配する様子で語るには、今日の件は君達に不満を感じさせたが、自分も其不満足には同感に堪へない、この處を能く酌

み取りて呉れるやうと求めた。而して職務上とは云ふものゝ夫婦の間に立會ふ位辛い思ひをするこゝたはないと云つた。人道に對する予の信念は復活した。

\* \* \* \* \*

以上は現行監獄制度の主たる特徴であるが、猶ほ進むで全部の規則中でも最も慨歎すべき不徳義なりと認むる點を、予の實驗に基づいて少しく説明しやうと思ふ。其は、在監人に沈黙と隔離とを強制することである。先づ此規則があり、而してかの露骨な不信と相俟ちて、各在監人をして誠實とか公明とかの人間行動の道から段々外れて、不信、誑詐、狡猾の深淵に引込む誘惑にかゝり易い者に仕立てる。いづれの在監者も刑期中たゞの一日たりとも沈黙の規則を絶対に守ることのできないのは事實である。看守中にも此規則の非人道的なることを感ずる人があつて、在監人同士の談話につきては多少大目に見通がして居る。

少くとも看守長や典獄が突然巡回して來る危険なき場合は見通がして居る。しかし、こうすることは随分險呑な話で、在監人の交談を許すことは罰俸に處せらるるか、或は免職にまでもなることがある。然る處一方には如何に嚴格な、如何に忠實な看守でも此規則違反者を悉く發見することは實際不可能である。運動場にても其他の場所にても看守に聴き取れない距離にある機會が一寸あるもので、殊に其眼は同時に全囚に注ぐわけには往かない場合が頗る多いのは當然である。そこで三尺か一間位の先まで届く特別な密談を、知れないやうにすることが一種の技術となる。又看守が他の方へ向いてる時に密書とか他の品物をスバヤク渡すことも同じく技術となる。此投げ方の巧妙を競ふことによりて、職業的の強盜盜犯者に狡猾な方法を發達さすことは見易い道理である。予は工場に於て約三千人位の者と一緒に座つて、表面は靜肅に規定時間内、行囊を縫ひながら常に彼等のすることを注意して見て居つたから間違ひない筈だ

我良心的反抗者は大抵苛酷にして不自然なる禁制に壓伏せられて、他の囚人と同じく陰險なる通信法を執るに至つた。予の如きは最初からあらゆる機會に於て予の不幸なる仲間に對し機嫌快き挨拶や、斷片的の新聞を交換して居つたが、由つて以て自己表出の切なる要求を充たすのみでなく、歡び心、面白味などの詞を送ることは宗教上の義務と考へた。或時は簡單な一言を授け與へるに止まり、或時は永々しく語り繼ぐこともある。かうして、いろ／＼の仲間が段々判つきりした人格となつて、互に相愛し、互に相祈ることが最も確かなる實在と認識せらるゝやうになつた。かうして他の人と通信しやうとする銘々の努力が、成功不成功に拘らず、終日の單調に一種の清涼劑たる氣分の附加する。段々月日が經つに隨て豫感と秘密との影響を蒙りて談話の禁を破り、かの絶對的の眞理に不従順となつた。眞理に對する罪は極めて微細で酌量すべきものであるとは云ひじやう、矢張り實在するものである。而して眞理に背反した

仲間の四人と口を利くだけに近寄ることがあつても、話をするには漸然罷めて而して看守と教誨師とばかり交談することに極めた。教誨師は三人ありて、二人が國教、一人がクエーカーであるが、其訪問教誨は一週間を通じて十五分から二十分迄位である。看守は種々なる用向のために、廿四時間内に九度乃至十度も機械的に監房を開けるが、人の話などを聞くのが嫌ひなのか、忙しいのか、知らぬが、極まつて、『可し』、『運動』、『便器掃除』、『行囊はあるか、絲はあるか』といふ調子である。(原註、此制度の辯護者は、是でも監獄官吏との交際が出来るから之を隔離制度と稱して、獨居制度といつてはならぬと主張する。)初の程は充分話を溜めて置いて、看守の顔を見たら一時に話の火の手を上げて、セメてもの慰安を得やうと機會を窺つたが、其機會は竟に來なかつた。日が経つにつれて、精神の沈鬱が劇しくなりて、氣力も衰へ、看守と話をしやうとする努力を捨てた。予は希臘語の聖書や、その他の善き本を監獄の書庫

る僅かな一點の雲翳が更に大なる陰影を投げる原因となる。即看守の視聽を外れた刹那に迅速に大膽に發言することは別に答へべきことではなからうが、しかし之が爲に、僅かの囁をするにも先づ役人の位置と注意を窺ひ廻ることが習慣となり、或は常に役人の眼の方向に氣を注げて、それ次第にて發言と沈黙とを加減する、若し見附けられても、詐りて知らん顔をしてのけるといふ習慣を養ふに至りては、全く問題である。且亦異例に親しき看守があつて、吾々の交談を看過するとしても、其看守が竊に規則違背を吾々に許して、規律確保の職責を盡さないで、其監督官を欺罔しつゝある不正行爲に、吾にも共犯たる咎を免るゝことができない。

或は人ありて真理の法典に違背すると云ふやうな斯る輕微で、容赦すべき事柄に對し氣を揉むことは馬鹿らしいと笑ふかも知れぬ。しかし、こんな事が累積したる結果は虚構、猜疑、不信の空氣を發生して、在監の銘々に對して、倒錯的影響を與へることは疑ふべからざる所である。されば真理を好愛する根ざしを入監前に持たなかつた人間に對して、監獄はあらん限りの工夫を凝らして狡猾と欺罔とを教ゆる學校である。予は入監後八ヶ月程たちて、一寸或る出來事の生じた場合に、縦令什麼代價を拂つても、吾々四人を困惑させる發言禁制の網を一切破り去りて、皆々人の迷惑の根本で非人道的の規則に對して、公々然と典獄に抗爭しなければならぬと決心した。其結果は予が他の同監者と公然交談することを防止する爲、他人から全く隔離されたる監房に移されて、毎日の運動にも別な路を歩かされ、毎週四回(多くて五回)の教誨を除きては、他の者と話のできない監房に獨居拘禁に附せられ、釋放に至るまで約八ヶ月間は一日二十四時間中平均廿三時間は錠に鎖されたる房内に費さねばならなかつた。

此時に於て予は不誠實となるべき誘惑から全然遠ざかることを得たが、其かわり嚴正なる獨居拘禁、又は隔離制度の壓迫を感じた。此場合でも

から借りたが、しかし行囊裁縫の作業や房内掃除やらで、讀書の時間はホンの僅かしが残らぬ。又時としては孤獨のために精神の注意力が衰へて、一日に一時間以上讀書に堪へられないやうになつた。

此の如く、新しき印象を杜絶されて、ハッキリとした精神的表出の機會を有たぬから、監房生活から湧いて出る實にツマラなき事柄稍々鄙しき事柄によりて胸中滿ちみちて押詰まるばかりである。其上健康を損したから一層に煩悶が募りて、下らぬ事柄を氣に掛けることになる。譯の解らぬ韻語歌句のやうなものが自然と頭の裡にでき上りて、イッまでも果しなく往來するので全く厭になつてしまふ。かうして罪惡の積極的誘惑にも、悲哀の感情にも辛慘にも、怨恨にも、失望にも對抗すべき力を弱くすることは明かである。しかし、下らぬ事柄に氣が焦らついたり、誘惑と闘ふよりも、反て時々精神の連續が破れて、只だ呆然と前後不覺の状態に陥ることが恐ろしかつた。これは



智力や意力が崩壊する前兆であつて、教誨師の話には、長刑期の者になれば決して珍しくない現象であるさうな。予の身體が益々衰弱することを防ぐには緊張した意志力を保たねばならぬ。時として甚だ寒むい小き監房に拘禁されながら、健康を保持するには、餘暇を犠牲にして、氣分を押して體操なり、其他の方法を講じなければならぬ。

(未完)

## 雅 纂

### 予は看守諸君と語る (三八)

典獄 有馬四郎助

我が親愛なる看守諸君！

炎熱方さに酷烈、諸君の勞苦復た思ふべき也、世は享樂主義に傾き、滔々として安逸に走り、而して寒暑に抗して剛健なる奮闘生活を敢行する如

き、今や殆んど地を拂はんとするに際し、諸君は能く鏢金の炎威を物ともせず、敢然斯の難務に膺る、而かも人の多く好まざる罪囚感化を以て任じ、銳意勤勉曾て倦怠なき所以のものは、唯た是れ國家の安寧と同胞の救済を念とせる、至誠の精神に出でずんばあらず、然るに何ぞや世人は斯の尊貴なる、諸君の勞苦と貢獻とに對し、未だ十分の認識を與へず、輕視冷遇するの觀なきに非ざるは、蓋し民度の低きに由るものにして、聊か恕すべきに似たりと雖も予輩は多大の恨事として、諸君の爲めに甚だ氣の毒に思はざるを得ざる也。若し夫れ不眠不休の勞務に服する諸君の努力を借らずして、國家は果して其根底より、破壊の脅威を免がれ得べき乎、茲々として湧き来る社會の危害分子は、諸君の手を待たずして、多く誰れの手に由つてか撲滅せらるべき、是れ敢て言説を要せざる所なるに拘はらず、尙ほ且つ世人の茲に氣付かざるを此の如し、世に所謂椽下の力持なるものありとせば、諸君の任務の如きは即ち其れな

らざるべからず、故に單に之を世俗的に考ふれば、諸君の勞力程憐むべきは非ざるべし、然はさり乍ら眞個の榮譽は人に酬ひられざるの犠牲に存し、且つ自然の(人より非ず)福德は何れの時か、積善者に加はるべきを信するに於ては、亦た必ずしも世の利害得失に拘はるべからざるは論を俟たず、予輩は此見地よりして、諸君の刻苦精勵を、歎美感賞せしめて止む能はざる也、而して是れ決して瘠我慢の説に非ずして、衷心より逆出する自然の聲也、然るに世に謂ふ者あり、斯かる勞務は他に爲すなき無氣力者にして始めて能くすべく、有爲の士は皆な飛んで他に行くべしと、何を其言の暴にして陋劣なる、是れこそは即ち今日の浮薄漢の本音にして、毫も掛値なき所、之に向て道を談するは恰かも猫に小判なるも、誨へずして唯だ一笑し去るも、亦た無慈悲の憾みあり、聊か數言を費すの必要なきにあらずと雖も、今は流汗玉を爲して、活動の魁をなし滿身之れが爲めに淋漓たり、夏日長しと雖も斯かる俗論に向て、相手とな

るの暇なきを如何、即ち予は唯だ茲に近來の感想二三を録して諸君の清鑒に供す、是れ亦た銷夏一篇の用たらしめんと欲すれば也。

一 上官に眼がなくては、下僚の働き振りがにぶる、ボンクラ上官が、忠實に働く者と狡猾に働く者との見分つかず、お負けに附纏へる幫間者の諛言に乗せられ、技倆あり精神ある者は顧みられずして、却て如何はしき者のみが最負せらるゝの傾向あつては、當然の成行として忠實の觀念亡び、情風漲るに至るは勿論である、苟くも上位にある者其職責を知らば、須らく私心私情を去り、其鑑識眼を鷹の如く大ならしめねばならぬ。

## 二

世の中は總て行詰を叫ばざるはない、是は此頃的一般狀態である、されど我が監獄界だけは其除外であらしめたいのが、我等同勞者間の祈願でないか、我等は其爲めに清新の生氣を斯界

に充たしめねばならぬ、之に向つて努力せねばならぬ、然らざれば漫々たる惰風は、無遠慮に侵入して其生氣を亡ぼし、行詰らざらんとするも能はざるのである、而して清新の氣は如何にして充たさるべき、そは先づ公明正大の心を以て職務に該るゝであらう、私心私慾を離れたる公けの心を以て、職務を執るゝであらねばなるまい。

## 三

事務所内でも毎時も眞晝間の様な氣分が漲るのには、公明正大——今の流行語でいへば開放的——な態度で其主任があることが大切である、僅かな依怙負、小さな得手勝手があれば能く治まるものでない、道理の在る所（手製の道理に非ず）には誰も頭を下げ、誠のある所に人々喜んで随つて行く、私心私慾があつては如何なる場所も、曇り勝ちにて空氣も腐敗せざるを得ぬ、従つて微が生へ蟲が湧く、深く自ら吟味すべきは我が胸中の空氣如何である、宜しく先づ

己が心情を清爽ならしめねばなるまい。

## 四

在監者の取扱に就ても、一意唯だ彼等の爲めを思ひ、一點自分の都合勝手の私情を挟まざる時は、縦し少々の間違があつても、好感を與へ諒解を得るは明かである、故に己れの勞苦を避けんとし、面倒や手数を厭ひ、而して自己の爲めを本位として掛るときは、如何に巧妙な遣方でも決して其受けのよきものでない、故に是を是とし非を非とし、過去は過去、間違は間違とし、而して之を改め正すに於て客ならざる時は、心境開豁案外は行路は平安である、臭ひ物に蓋する底の心根は、最早天下に通用する時代でない。

## 五

善を見ては等しからんことを冀ひ、惡を見ては微はざらんを思へば、陳腐の俗訓ではあるが、然し日常の座右銘として、之れ程有益で且つ手近なものは尠からう、此一事を等閑に附す人は、

るや否やを、吟味すべき必要があらう。

## ○藥 籠（二七）

大阪 荊 屋 老 龜

## △出羽の本間

山形縣酒田町本間光輝氏の家では、今日までの八代の間に、儼然として家憲が存して居る、その一部は、

第一、上の保護なくんば家の榮ゆる事なし、財産の四分の一を獻納の資となすべし、

第二、神佛の加護、祖先の偉功に依りて家隆なり、財産の四分の一を寄附及び祭祀の料となすべし、

第三、細戸あつて地主賑ひ、各戸豊にして自他の安寧なり、財産の四分の一を其救助に充つべし、

第四、殘餘の四分の一を以て其家計費に充て、

人として圓滿な發達を遂げ得る人でない、吾人は完全の理想境に達せんとせば、それが高遠であるだけそれだけ手近な所に、一步／＼の比較研究を積まねばならぬ、故に賢不省を問はず人は誰でも、此手段方法を除外しては、恰かも梯子なくして階上に登らんとする如きものである。

## 六

人物崇拜も必要なものであるが、世は段々物質化する爲めに、品位ある人物を崇拜すべきを知らず、只た徒らに權力、金力、位力のある所にのみ拜跪阿從するを常とす、ツマツ賭博者だらうが相場師だらうが又は不義不徳の人物だらうが、唯だ都合よく世話でもしてくれ、喰べさしてでもくれ、ば、直ちに之を神の如く拜崇するとを毫も耻辱とは思はない、之が即ち今日の通例になつてゐる、此の如くにして恰然醒むる所なくんば其墮落の極は實に恐るべき事になるであらう、故に人物崇拜も然るときは、先づ其前に吾人は宜しく、眞に尊敬すべき人格者な



勤儉自ら奉じ、勉めて剩餘を生せしめ、之を蓄積すべし  
 である、「本間様には及びもないが、せめてなりたや殿さまに」といふ俗語、以て淵源するところを知るべしである、

### △全 力

佐藤一齋先生、或日公務のために他出して、夜の十二時頃に歸つて來られた、すぐに寝られるかと思つたら、袴を穿いて端坐して机の前に向つて沈黙考して居られる、書生が「先生お休みなりませぬか」と言つたら、「いや明日は小學校の講釋をする日であるから、チョット準備をしなければならぬ」との事である、「先生でも準備が入りますか」、「さればである、武士は眞劔勝負をする時は、どんな弱い敵が來ても目釘を濡さずばなるまい、假令子供にしても聖人の道を傳へるには、其準備をしておかねばならぬ」と云はれたことがある、獅子は兎を打つにも全力を以てするの類か、

### △電 信

亞米利加合衆國に漂流した中濱萬次郎が、嘉永五年に歸國して、彼の國の模様を申上げた書付の中に、

路頭に高く張金を引き、是に書狀を懸け、驛より驛へおのづと達し、飛脚を勞し申さず候、中にて行合はぬやう、往來の差別を仕り御座候、此機私は存じ不申候、鐵にて磁石を吸ひよせ候やうに相考へ申候、

とあるは電信機の事であるが、或老人が東京なる子が靴を送りてくれと申越したるに、電信へ括りつけおかば早く着くであらうと思つたに、翌朝に至りて草鞋と代つてあつた、これは忤がはき古しを送り返したものがなあらうといふたとか、

### △夏の 句

朝寝しておのれくやしき暑さかな (太祇)  
 あつまれば一度に惜しもの、蠅 (乙二)  
 摺子木で蠅を追ひけりころ、汁 (愚信)  
 冷熱の浮世水や甘酒や (菰堂)

日傘して帶と帶とが御辭儀かな (紅綠)  
 晝寝と覺むは今日や明日ぢややら (紅綠)

### △世は如此青年を要求す

用事を命せられたるとき、微笑を以て之を迎ふる青年、

仕事を受取りたるとき、空しく之を眺めて時を移さぬ青年、

何日見ても身邊に遷延腐敗せる仕事なき青年、  
 机の抽出しに塵芥反古を溜め置かざる青年、  
 何事にも仕事を指先のみに一任せざる青年、  
 如何なる場合にも雑談の發言者とならざる青年、

手の責任に屬する事は成るべく口に手傳はしめざる青年、

過失を其儘、秘密の筐に仕舞ひ込まざる青年、  
 出勤には處女の如く、退出には脱鬼の如くならざる青年、

社長巡視の時と同一の態度を以て仕事する青年、  
 利益多き儲け話を聴きたがらざる青年、

成功の觀念を以て起き成功の觀念を以て寝ぬる青年、

### △鵜

昔播磨守頼明朝臣、小石川の三百坂を屢々通行する毎に鵜の美聲を聞く、探らせて見るに某といふ武士の飼へるのであつた、頼明の臣何某、二十金を懐にして行き、買受けたいと頼入れた、其言葉が卑しかつたので、飼主暫くは何とも答へないで、先づんと座敷に請じて馳走した、小鳥の焼いたのがいかにも甘味であつたので、何鳥ぞと問ふたところが、例の鵜でござると答へた、何某赤面して歸つたといふことである。

### フランスの夏

- 八月やセエスの河岸の花市の上冷やかに朝風ぞ吹く
- 赤き日は凱旋門の中に入り夕風わたるシャンゼリゼに
- まばらなる星を涼しと語らひぬノオトルダムの前の廣場に
- 八月の雨の中なるトリヤノン薄桃色のトリヤノンかな

彙報

○新潟監獄日曜全休作業成績

獄に於ては本年一月二十五日の日曜日以來各日曜日は在監者の作業全体を斷行し五月末日迄に於ける其成績を調査せるに豫期以上の好成績を收めたる由。同監よりの報告に依れば當初同監に於ては終日休業の影響は作業收入の減額を來さんことを慮り作業施行上の方法手段等舊慣に甘んぜず研究改良を加へ一面在監者に對しても能く努め能く休み全休の爲めに失ふ所は日常に於て償ふやう精勵すべき旨を懇諭し尙時に應じ機に臨み指示教導以て能率の増進を圖りたる結果本年四月に至り科程一割の増加を示し科程了者の數亦著しく増加せり從つて其工錢收入増額し日曜日の休業延人員を從前通り就業せしものと假定し尙昨年來増額せし工錢歩合を引去り計算を試むるも一日一人の平均工

金額に於て昨年の同月に比し増加を見るを得たりと。

科程了者ノ歩合調（△ハ増）

|     |    |      |      |      |      |
|-----|----|------|------|------|------|
| 程了者 | 八年 | 六割九分 | 六割五分 | 六割二分 | 六割四分 |
| ノ歩合 | 九年 | 七割七分 | 七割七分 | 七割八分 | 七割九分 |

|      | 二月   | 三月    | 四月    | 五月    |
|------|------|-------|-------|-------|
| 秬程了否 | 八割九分 | 六割五分  | 六割二分  | 六割四分  |
| ノ歩合  | 七割七分 | 七割七分  | 七割八分  | 七割九分  |
| 増減比較 | △八分  | △一割二分 | △一割六分 | △一割五分 |

備考。一、機工ハ客年四月に一割、本年四月ニ一割秬程増進ス

○受刑者逃走逮捕

○受刑者逃走逮捕 ○逃走監獄に監受刑者窃盜及住居侵入懲役廿年小野甚三郎(四五)住居侵入窃盜横領懲役十八年中村助次郎(四四)放火及囚徒逃走無期懲役佐藤兼三(四〇)は何れも四月頃より病監に收容され近日退病監となるべき筈となり居たるが甚三郎は助次郎兼三を説きより午後六時迄せん事を約し甚三郎は四月廿八日廿九兩日午前八時より午後六時の間比較の附近に騒音あるに乘し上戸を装ひて房内なる食器及書箱受金の受金長七寸餘にして電線大の鐵製のものを取外し便所に數ける機瓦を以て尖端を鑿き尖平となし便所出入口の二重に鋪附ける第一板の木捻を抜き板を外し得る様にして爲し更に右受金を房内の暖爐にて燒き之を以て第二板なる外部開戸の板に機穴を穿ちて板に外し一尺四方

の穴を明け第一板の前面なる落戸を落して破壊の箇所を隠蔽し準備全く成りて看守の隙を窺ひ居る中に翌三十日午前一時四十分頃三名は相前後して同所より脱出の目的を達し同監獄手に在る物干臺上部長二間徑三寸五分の丸太を抜き取り之を外圍塙に立てかけ其三郎助次郎先づ踰越逃走を遂げたり兼吉は監房脱出後工場前納屋に積みある製材厚一寸一尺長二間の板を持出して之を外圍塙に立てかけて踰越逃走なり、同一時五十五分頃之を發見せし看守は戒護部に急報せしがば典獄は職員全部の召喚を行ひ各要所に派駐に追迫せしむるに共に電話を以て警察署に應接を求め極力捜査甲乙甚三郎助次郎兩名は網走悲劇院に忍入りて衣類を窃取せんとして

り其三期其絶命せざる、一方海老名看守に勅次郎を追ひ行きたるに一民家に隠れて姿を見失ひたるより、同看守は民家の電話にて網走警察署に急報せしに時を移さず警官湯村大等馳付町同所を包圍捜査の結果漸く逮捕歸監せり、次に笨吉は逃走後網走町に出て一民家に入りて衣類を窃取獄衣と著換へ獄衣は海岸の砂中に埋め三十日午後三時頃銅鑼街街道附近の民家に至り農業に働はれ度き旨申入れしと不用の故を以て斷はれたるに偶々同家の知人某來りて我家に備ふべしと伴ひ行き入浴せしめ晚餐を供する等頗る歡待して止め置き、苟に同所駐在巡查に報知せるより午後九時三十分頃巡查は十名の村民と共に同家に来り難なく逮捕したり。

果さず出刃丁一挺を窃取して更に網走町内に住する知人にして  
 前科者なる柿沼惣右衛門方に忍入りに衣類を窃取し獄衣を着換へ  
 更に之も前科者なる勝谷典松方に到りに隠匿せられん事を乞ひし  
 も拒絕せられ午前四時頃兩人相伴ひて網走橋上に近くや藤て橋畔  
 か警戒せる海老名、高橋兩看守之を認め取押へんとしたるも甚三  
 郎は懐中せる出刃丁を振つて打てかり此處に大格闘を演出し  
 海老名看守は危険と見るや拔劍一刀頭上に斬付其法む所へ高橋し  
 看守は隨さず腋下に組付たるも一方助次郎が選抜く現場を逃走  
 せるに氣付き海老名看守は之を追ひ行けるに勢を得たる甚三郎は  
 兇兇暴を極め高橋看守を刺さんとし危険身に迫りて如何とす  
 能はざるより組手を放して二三回退却しつゝ、拔劍し追來る甚三郎  
 の頭上目かけて一刀を浴せ續いて第二刀は咽喉部を突きたるによ

○當時監獄在監受刑者惣盜微役二年長友芳三郎(二)惣盜詐欺微役一年三月川崎行一(一九)は五月廿五日他四共ニ監外砂利採取取微に從事中連綿の前記兩名通謀して午後三時三十分頃休想時走中汗にぬれたる襯衣を乾燥する濕草中看守の隙を窺ひ苟かに脱走を企て土地の高低、繁茂する雜草を巧に利用して視察外に出て途中芳三郎は行一の連續を切斷して逸走せり、間もなく看守は此事實を以て發覺し追捕に着手し途中一青年に依頼して監獄に急報せしめ置き附近の密林中に分け入りたる際急を聞きて來援したる宮守警察署署長巡查と狼撃し行一は難なく逮捕するを得たるも芳三郎の踪跡、就ては全く不明にて只行一の告知により西方に逃走せりとのみにて該方面に追捕せるも何等手掛りを得ず本監に於ては急報に接し囁く員の非常召集を行ひ各部署を定めて捜査に赴かしむるに共ニ一方



警察署に應接を求め各所よりの報導に依り典獄自ら總指揮に任じ時には典獄自ら各警戒線の巡視其他に出動する等二晝夜開始し不眠不休の活動を續けて極力捜査に努めたるも遂に其効なく廿七日に至り遠地出動隊の歸監を促し後事を各警察署に依頼し置きたり然るに同日午後四時頃に至り宮崎警察署より電話を以て芳三郎逮捕の旨を通知し來りたれば同夜十一時同署より出頭し餘罪取調の爲同署に一泊翌二十八日歸監收容せり。本犯に就き取調ふるに行つたの逮捕せらるゝるを見るや芳三郎は夢畑中に潜伏して夜暗に乗じ何處さ當もなく足に任せて疾走を續け某山中に逃げ入りたるも警戒厳にして村落に出づるを得ず廿七日迄不眠不休に潜伏し居り同日午後三時頃田野に在り村民休憩の爲自宅に歸り人影減少したるを見疾風の如く山を降りて自宅に駆け込みし母に自首すべく踰えたる意を決して自宅を立出でたる所を同村の青年等に捕へられ新くて同村駐在巡查に引渡されたものにして逃走中他に犯罪なかりし由。

○浦和監獄熊谷分監在監受刑者窃盜及横領懲役五年沖野龜太郎(二五)は戒護者の目を偷みて居房に持込み置きたる鋸の破片を以て六月四日午前零時三十分頃居房床板長一尺幅七寸位を切り破り床下に潜入り床下換氣窓掃除口の鐵格子扉の錠を破りて脱出し廳舎修繕工事中の材料置場より貫板を持ち來り外圍板壁に立掛けて踰越逃走せり。龜太郎は逃走前書籍及手洗桶に滿圓を被せ恰も就床せる如く装ひ居たる爲め直に發見するを得ざりしも同二時頃巡

警看守に於て之を發見し職員全力を盡して捜査に従事し一面警察署に急報し其應接を求め置きたり。然るに彼は脱監後分監を距る四里なる村落の某旅館に忍入り獄衣の儘髪を聞き衣類を窃取せんとせるを同家主人に取押へられたり。犯行方法を尋問するに彼は廳舎修繕工事に従事中大工用兩又鋸の使用に不便なるに至りたるより看守の許可を得て中央より切断し其片及を道具箱に藏め置きたるものを窺かに獄衣内に包藏し房内に持込み逃走の機會を窺ひ居たるが恰も四日夜降雨激しく音響の洩れざるに乗じて遂に破獄の目的を達したるものなりしと。

○福岡監獄飯塚出張所拘禁窃盜懲役二年藤井熊太郎(二二)は六月十四日本監へ汽車にて押送途中午前九時四十分頃進行中の列車より手錠腰緒の儘鐵路に飛降り直に附近の松林中に隠れ込み逃走せり戒護看守も續降し數下追跡せしも遂に踪跡を失したるを共に同看守は飛降りし際足首を捻挫し膝關節其他に打撲傷を受け居るに氣付くと共に非常の劇痛を覺へ歩行困難なれるも漸くにして停車場に辿り着き電話を以て本監及警察署に急報せり本監より直に現場へ看守數名を派し極力捜査し本人の潜伏すべき見込ある各警察署に應接を求め置きたり一方逃走者は飛降りし際頭部に負傷せる爲め疼痛に堪えかね同日午後八時頃逃走現場附近に現れたるを同附近の警戒に任じ居たる巡查の爲めに逮捕せられたるなり。

○受刑者逃走 ○大阪監獄在監窃盜懲役一年六月上原昇(二七)窃盜横領懲役一年福時定一(二五)は六月廿一日大阪監獄

建築場に出役し砂利師方に就業せるが同日午後五時十分頃罷役準備として器具運搬中兩名通謀し看守の隙を窺ひ同所納屋裏手に廻り連綿の鎖を絞り落し簀を着けたるまゝ夢畑に身を没したり看守は之を認むるや直に之を追跡し他の看守は残り就業因を認め引揚げつゝ呼子笛を吹き急を報ぜり呼子笛に依り急を知りたる部長は直に現場に駆け付け此由各要部に急報し即時手配を定めて捜査に努めたるも恰も當日朝來降雨激しく密雲あり捕へ加へて薄暮に際し遂に踪跡を失し其後引續き全力を擧げて捜査すも遂に不幸未だ逮捕に至らず。

### ○受刑者傷害

○神戸監獄在監窃盜懲役七年小算原市太郎(二五)詐欺恐喝懲役六年杉本海之助(三八)は以前些細の事より互に感情の衝突を來し居たる矢先五月廿二日朝工場へ出て作業開始時市太郎は戒護看守の多忙に乘じ同工場受刑者田淵利三郎が座席に置き作業用小刀を窺かに持ち行き海之助の裡に至り頼みなき事ある故便所前に來るべしと云ひたるも海之助が之に應ぜざるを以て該小刀を懷中より取出すや海之助の眉先、面部等に新付け治療目數三週間を要する創傷を負はしめたり。

○松江監獄鳥取分監在監受刑者恐喝懲役八年澤田勇(三〇)は同因窃盜懲役八年森本虎造と曾て極めて些細なる事より口論し其場は仲裁ありて静まりたるも事ありて勇は損傷にも傷害を以て復讐せんと其機會を窺ひつゝありしが六月二十二日午後三時頃勇は機具修繕の理由を以て小刀の使用方を看守に頼出たるも事情ありて許

されざりしに勇は看守の許可を得たりと稱して他因の許に至り小刀を借受くるや就業中の虎造の役席に至り虎造に新付けたるより隣席なる野尻雄次郎は之を引分けんとて虎造の肩を後方より引きたるに彼は振向きざま同人に新付け雄次郎は手にて小刀を打落したる處へ看守駆け付け取押へんとしたるに彼は他工場へ疾走し同所の物品置場を携へ更に逆襲せんとせしを看守駆け付け漸くにして取押へたり。

○松江監獄在監受刑者窃盜逃走懲役四年八月谷村淳(二三)は性短慮、感情に激し易く特に注意中の者なりしが六月五日午前八時頃工場に於て緋織就業中、然傍へ空機附屬の傘棒を押し取り同工場に就業中の湯崎助次郎(二四)の後方より不意に右傘棒を以て同人の頭部を強打して創傷を負はせたるに其際同所に就業せる木村虎造も彼席を飛出し之に助勢したるを看守駆け付け取押へたり、原因を取調ぶるに淳が同工場因某に對し男色關係を挑みたるも拒絶せられし件より加被害者間に抜くべからざる反感を醸したるに由るものなりしと。

(在監者殺死事件あるも誌面の都合上次號に掲載す)

### ○本會地方部長囑託

本會は今回左の通り地方部長を夫々囑託せり。  
 豊多摩地方部長 寺崎勝治  
 安濃津地方部長 大野數枝

## ○看守長任用試験

今回東京監獄に於て舉行せられたる看守長試験に合格せる者左の如し。

|     |        |     |    |      |     |       |
|-----|--------|-----|----|------|-----|-------|
| 靜岡  | 石川     | 猪太郎 | 山梨 | 古屋盛安 | 埼玉  | 木村元吉  |
| 北海道 | 川島     | 爲興吉 | 群馬 | 大島島吉 | 愛知  | 牧野銀吉  |
| 新潟  | 長嶺     | 梅治郎 | 長野 | 玉木泰作 | 東京  | 柏原平助  |
| 靜岡  | 山内     | 嘉市  | 長野 | 平田均一 | 宮城  | 太田卯八  |
| 宮城  | 志賀野利兵衛 | 塙   | 玉  | 榎本高義 | 神奈川 | 山本巳之吉 |
| 茨城  | 見川     | 恒次  | 巖手 | 菅原蒸作 | 東京  | 田中清一  |
| 群馬  | 酒井     | 彌太六 | 茨城 | 鈴木淺吉 | 山梨  | 深澤林作  |

叙  
任

|               |        |    |
|---------------|--------|----|
| 給七執事依願免官      | 看守長 松山 | 中村 |
| 松山監獄字和島分監長ヲ命ス | 西條分監長  | 樺上 |
| 松山監獄勤務ヲ命ス     | 看守長 松山 | 策  |
| 松山監獄四條分監長ヲ命ス  | 看守長 松山 | 田貫 |
| 看守長 松山        | 看守長 松山 | 道  |
| 字和島分監長        | 尾原     | 始  |

|                      |               |       |
|----------------------|---------------|-------|
| 松山監獄勤務ナ命ス            | 看守長(金澤)       | 金子典   |
| 東京監獄入王子分監、横濱監獄       | 監獄事務官         | 松井和義  |
| 小田原分監及浦和監獄川越分監へ出張ナ命ス | 金澤監獄看守        | 北村久則  |
| 任看守長                 | 典獄入等          | 印南於菟吉 |
| 月俸廿八圓給與              | 金澤監獄富山分監勤務ナ命ス |       |
| 敘勤五等授瑞寶章             | 勳八等           | 高橋政次郎 |
| 敘勤七等授瑞寶章             | 山形監獄看守        | 仲川初太郎 |
| 敘勤八等授瑞寶章             | 所屬監獄看守        | 金澤公炳  |
| 敘勤八等授瑞寶章             | 看守長(甲府)       | 吉村信孝  |
| 敘勤八等授瑞寶章             | 看守長(膳所)       | 出口米吉  |
| 敘勤八等授瑞寶章             | 看守長(大阪)       | 大西次夫  |
| 敘勤八等授瑞寶章             | 從八位           | 清野真一  |
| 敘勤八等授瑞寶章             | 看守長(札幌)       | 碓井義弘  |
| 敘勤八等授瑞寶章             | 札幌監獄看守        | 勝六郎   |
| 敘勤八等授瑞寶章             | 宮崎監獄看守        | 丹山長清  |
| 敘勤八等授瑞寶章             | 果嶋監獄看守        | 勝田    |
| 給八級俸                 | 依願免官          |       |
| 敘從七位                 | 監獄警(岡山)       | 山本龍起  |
| 敘正八位                 | 看守長(福岡)       | 廣波秀緒  |
| 敘正八位                 | 看守長(横濱)       | 君塚庄太郎 |
| 四級俸下賜                | 監獄警(網走)       | 川島義夫  |

六級俸下賜

(各通)

七級俸下賜

(各通)

八級俸下賜

(谷連)

九級帶下賜

各通

給四級俸

(各通)

|         |         |          |         |         |         |         |         |         |         |
|---------|---------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 監獄醫(德島) | 監獄醫(高知) | 監獄醫(宇都宮) | 監獄醫(靜岡) | 監獄醫(盛岡) | 監獄醫(岐阜) | 監獄醫(山形) | 監獄醫(奈良) | 監獄醫(福島) | 監獄醫(東鴨) |
| 安井延太郎   | 尾立丑治    | 青山忠一     | 奥山忠邦    | 小野豐三郎   | 今井豐雄    | 増子賢慧    | 佐野安治郎   | 鈴木仁次郎   | 山川宗治    |

|          |       |    |
|----------|-------|----|
| 看守長(廣島)  | 森     | 溫  |
| 看守長(東京)  | 求     | 松  |
| 看守長(東京)  | 西岡三郎  | 三郎 |
| 監獄警(宮崎)  | 森     | 顯三 |
| 海師和歌山    | 中島博行  |    |
| 教審部(水戸)  | 林     | 淨圓 |
| 看守長(甲府)  | 金澤公炳  |    |
| 看守長(岡山)  | 速水九一  | 一郎 |
| 看守長(岡山)  | 永鹽徹   |    |
| 看守長(諸所)  | 山崎治平  |    |
| 看守長(巢鴨)  | 森口幸之助 |    |
| 看守長(廣島)  | 倉田每允  |    |
| 看守長(松山)  | 西原義三  | 三郎 |
| 看守長(網走)  | 津田茂貴  |    |
| 獄通譯(神戸)  | 關萬謙   |    |
| 看守長(豐田摩) | 安松實   |    |
| 看守長(函館)  | 飯島藤作  |    |
| 看守長(廣島)  | 佐竹成德  |    |
| 看守長(名古屋) | 山中儀三郎 |    |
| 看守長(金澤)  | 宮崎徳安  |    |



給五級俸

(各通)

給六級俸

(各通)

月俸卅八圓給與

看守長(松江) 箕島文太郎

看守長(膳所) 吉村信孝

看守長(京都) 横田長右衛門

看守長(佐賀) 鈴木礎一

看守長(小菅) 峯岸邊

看守長(巢鴨) 山内末吉

(各通)

看守長(佐賀) 吉島正敏

看守長(札幌) 水谷孝三郎

看守長(十勝) 高橋佐一郎

看守長(奈良) 武笠龍太郎

看守長(新潟) 前田德三郎

看守長(新潟) 高島留次

看守長(松山) 樋上武策

看守長(福岡) 田中俊輔

看守長(福岡) 藤野秀實

看守長(巢鴨) 居川久一

看守長(札幌) 三浦平三

看守長(横濱) 小丸源左衛門

看守長(大阪) 齋藤信一

給八級俸

看守長(新潟) 福島三治

看守長(福岡) 武藤勝治

看守長(福島) 石澤信治

看守長(山形) 松野八藏

看守長(名古屋) 枇杷橋喜一

看守長(前橋) 宮下啓助

看守長(東京) 野手甚之助

看守長(東京) 上田茂登治

看守長(德島) 箕村第三

看守長(宮城) 關直衛

看守長(十勝) 喜多義一

看守長(神戸) 平多修司

看守長(神戸) 井上松太郎

看守長(函館) 谷口丈太郎

看守長(三池) 福山福太郎

看守長(長野) 赤地馬之助

看守長(山形) 井上吉次郎

看守長(前橋) 永井梅太郎

看守長(岡山) 結方安章

看守長(奈良) 山東登

監獄通譯(巢鴨) 黒木鶴鹿

敘

任

(各通)

月俸卅三圓給與

看守長(鹿兒島) 磯勝熊

看守長(静岡) 堀池猪太郎

看守長(京都) 印南眞一

看守長(巢鴨) 菊樂夷

看守長(函館) 軸原憲一

看守長(松江) 吉田儀之助

看守長(松江) 小島耕一

看守長(松江) 井上清次郎

看守長(神戸) 前田寛一

看守長(山口) 德光源治

看守長(神戶) 仲地清雄

看守長(札幌) 伊藤菊治

看守長(山形) 朝岡清光

看守長(名古屋) 榎本連雄

看守長(宮城) 阿部年吉

看守長(名古屋) 阿部新市

看守長(金澤) 高橋健

看守長(安濃津) 上山喜一郎

看守長(岡山) 宇津木長

看守長(京都) 佐藤吉郎

看守長(高知) 公文勇

給九級俸

(各通)

看守長(和歌山) 森田明行

看守長(青森) 鈴木文之助

看守長(松山) 關谷源太郎

看守長(静岡) 青木宣吉

看守長(豐多摩) 小澤義親

看守長(静岡) 菊地卯吉

看守長(東京) 佐藤榮吉

看守長(奈良) 仁科正次

看守長(神戸) 佐藤彌市郎

看守長(浦和) 半澤元三郎

看守長(長野) 渡邊清次

看守長(甲府) 山田榮次郎

看守長(長野) 夏目善太郎

看守長(東京) 多治比宗典

看守長(宮崎) 渡部瑛太

看守長(神戶) 德田安温

看守長(札幌) 後藤孝治

看守長(廣島) 鈴木與一

看守長(高松) 藤澤新

看守長(大阪) 柴田雄治

看守長(静岡) 渡邊治三郎

(各通)

月俸廿八圓給與  
給十級俸

二級俸下賜  
豐多摩監獄勤務ヲ命ス

三級俸下賜  
安濃津監獄勤務ヲ命ス

任典獄 級高等官七等

八級俸下賜 佐賀監獄勤務ヲ命ス

任典獄補 級高等官八等

七級俸下賜 横濱監獄小田原分監長ヲ命ス

豐多摩監獄へ出張ヲ命ス

東京監獄八王子分監へ出張ヲ命ス

二級俸下賜

(各通)

看守長(宮崎) 下川 彌八

看守長(宇都宮) 小澤 傳藏

看守長(膳所) 益山 喜三郎

看守長(膳所) 瀧川 捨三郎

看守長(網走) 佐藤 忠一

典獄(安濃津) 寺崎 勝治

典獄(佐賀) 大野 數枝

典獄補 小橋川 昭慶

典獄補 小田原分監長

看守長(岐阜) 向島 鐵之助

監獄事務官 辻 敬助

典獄(三池) 清水 精四郎

典獄(宮城) 江澤 精造

典獄(前橋) 渡邊 武直

典獄(奈良) 上田 定次郎

司法省監獄局長 谷田 三郎

典獄(德島) 島田 鐵太郎

典獄(膳所) 岡部 常

典獄補 富山分監長 長山 又四郎

典獄補(京都) 赤城 一雄

典獄補(大阪) 安東 福男

典獄補(果鴨) 齋藤 敬二

千葉監獄教導師 大岡 純雅

九級俸下賜 千葉監獄勤務ヲ命ス

令澤監獄勤務ヲ命ス

長野監獄松本分監勤務ヲ命ス

任看守長 看守長(廣島) 齋藤 龜市

任看守長 廣島監獄看守 鈴木 與一

月俸廿八圓給與 廣島監獄勤務ヲ命ス

看守長 齋藤 龜市

看守長(廣島) 鈴木 與一

廣島監獄看守 山縣 硯生

看守長 齋藤 龜市

看守長(廣島) 鈴木 與一

廣島監獄看守 山縣 硯生

看守長 齋藤 龜市

看守長(廣島) 鈴木 與一

廣島監獄看守 山縣 硯生

看守長 齋藤 龜市

看守長(廣島) 鈴木 與一

廣島監獄看守 山縣 硯生

看守長 齋藤 龜市

看守長(廣島) 鈴木 與一

廣島監獄看守 山縣 硯生

看守長 齋藤 龜市

看守長(廣島) 鈴木 與一

廣島監獄看守 山縣 硯生

看守長 齋藤 龜市

看守長(廣島) 鈴木 與一

廣島監獄看守 山縣 硯生

看守長 齋藤 龜市

三級俸下賜

五級俸下賜

二級俸下賜

四級俸下賜

(各通)

典獄(宇都宮) 高橋 修二郎

典獄(國館) 屋山 朝太郎

典獄(千葉) 松本 一次

典獄(岐阜) 松隈 房吉

典獄補 島田 榮造

典獄補 鈴木 重靜

典獄(甲府) 伊藤 俊光

典獄(福岡) 大谷 友次郎

典獄(長野) 大野 數枝

典獄(安濃津) 遠見 祐之助

典獄(和歌山) 佐野 佳夫

典獄(秋田) 岡部 安藏

典獄(松江) 引野 信夫

典獄(福島) 香川 又二郎

典獄(高松) 中村 時夫

典獄(鹿兒島) 大原 公平

典獄(大分) 中村 基吉

(各通)

敘

任

(七六)

會 報

○茶 話 會

六月十九日(土曜)例に依り茶話會を開催す當日

講師には東京帝國大學文學部教授文學博士桑木嚴翼氏を聘す、午後二時氏は『文化主義』なる演題の下に現下の思想問題を捉へ來り氏の専門的立場より横論堅説、混沌たる思想問題、社會問題も氏の鋭利なるメスの下には易々として解剖し去られ聴衆の感動多大なるものあり、論旨を概観するに「文化主義は大に記歌すべし他國の思想文化の輸入を危険視して排斥せんとするは偏狹なり、寧ろ進んで可及的多くの思想文化を取入れ之を材料に咀嚼融合して以て我國獨特の文化を建設すべきなるべし、斯かる寛宏なる襟度を具へなば現下紛糾錯綜せる社會問題、思想問題の如き其解決案外容易なるべし、斯くてこそ我國光を普ねく中外に發揚し得べき所以なれ」と快辯二時間に亘り聴衆酔へるが如く滿場拍手の裡に午後四時降壇せらる。得會員には別室に於て茶菓を饗し各自歡談の後隨意散會せり、當日の出席者氏名は次の如し。

瓜生 義淳 鍵山 俊治 岐南 慧海  
藤井 惠照 松野良太郎 小橋川昭慶



|       |       |        |
|-------|-------|--------|
| 市村勝三郎 | 宮永芳之助 | 飯田 爲次  |
| 勝水 淳行 | 飯塚善一郎 | 澤田幸太郎  |
| 齋藤 涉  | 峰岸 邊  | 河野 純孝  |
| 扇谷 與三 | 藤井 藤藏 | 井内 喜一  |
| 新井軍治郎 | 井關房之助 | 今關久一郎  |
| 中村才一郎 | 萩谷 忠  | 並木 倉治  |
| 西部 利平 | 栗原 要助 | 印南金次郎  |
| 小林 太平 | 瀨藤 義三 | 關 毅    |
| 林 定弘  | 尾原 靜乘 | 武田 慧宏  |
| 瓦井俊五郎 | 西山 正一 | 勝岡 廣善  |
| 小山 鉦次 | 浦水 玄福 | 伊藤 秋明  |
| 金子 寛吉 | 畫間萬次郎 | 黒田 純一  |
| 竹々鼻尙友 | 石塚義三郎 | 佐々木豐太郎 |
| 双木文四郎 | 多治比宗興 | 野手其之助  |
| 江尻 本治 | 野口 權平 | 神田 惣治  |
| 柳澤 正晴 | 小鮎 房吉 | 和田 岩雄  |
| 勝間田平太 | 勝山 謙讓 | 金澤 公炳  |
| 原田 勇  | 米持 政吉 | 中川 順吉  |
| 秋山 金吉 | 渡邊末太郎 | 伊澤彌四郎  |
| 七戸 大助 | 茅根 義次 | 橋 典仁   |
| 富澤 源治 | 毛利 榮教 | 松本 一夫  |
| 白井 勇松 | 大月義平治 | 野口 謹造  |

### ○贈 與 金

本會々則第十一條第一項第三號乃至第五號に依り退職贈與金として故金澤監獄看守福村與三太郎氏遺族外二十九名に對し金拾圓以下の金員を贈與し六月十九日附を以て夫々元管轄典獄を経由交付したり。

本會成興地方部長成興監獄典獄國分萬次郎氏は在職二十九年餘にして先頃病沒せられたるに依り本會内規に基き金六拾五圓を其遺族に贈與せり。



原下

井卓一 香潤共著

(勝友叢書)  
(第六編)

## 獄中日記 假出獄まで

菊判百九十四頁  
定價 金 壹 圓  
郵送料 六 錢

## 最新刊

本書は著者十數年の間監獄教誨に従事せる傍仔細に囚情を視察し日々の教誨の際に受刑者の眞面目なる懺悔告白を聞く毎に一々之を書留め置き今回之を纏めて一人の受刑者が一年三百六十五日間の日毎の感想を綴れる日記の如くに編述せるものにして獄中生活の實狀受刑者の改過遷善せる徑路等を著者一流の麗筆を以て細叙し行文平易、流暢、在監者の看讀書籍として適當なるは勿論其他刑事學者竝に心理學者に在ても偉大の研究資料たるを信じて疑はず、仍て之を江湖に推奨す

發行所

東京市麹町區西日比谷町一番地  
振替口座番號東京二五〇五九

監獄協會

會費ヲ振替貯金ニ拂込マルル  
場合ノ注意

口座  
番號  
東京貳五〇五九番

加入者  
氏名  
監獄協會

大正九年七月二十日發行 (定價金拾貳錢)

發行兼  
編輯人  
東京市牛込區市谷富久町六拾番地  
北島良吉  
印刷人  
東京市四谷區愛住町二番地  
磯村政富  
印刷所  
東京市麴町區有樂町二丁目一番地  
報文社  
發行所  
東京市麴町區四日比谷町壹番地  
電話新橋參六八番  
監獄協會  
賣捌所  
東京市四谷區愛住町二番地  
東京書院

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可(監獄協會雜誌第參拾參卷第七號)(大正九年七月二十日發行每月一回二十日發行)